

# 地方分権推進委員会第1次勧告

## - 分権型社会の創造 -

平成8年12月20日  
地方分権推進委員会

まえがき - 第1次勧告の提出にあたって

地方分権推進委員会（以下「委員会」という）は、昨年7月3日に発足して以来今日に至るまでに97回の会合を重ねてきた。また、昨年秋に発足した地域づくり部会は40回、くらしづくり部会は35回、本年春に発足した行政関係検討グループは41回、補助金・税財源検討グループは13回の会合を行い、地方公共団体、関係省庁及び各界の有識者から国と地方公共団体の関係をめぐる現状の問題点や改革の方向についての意見を聴取し、地方分権を推進するための具体的な指針を得るべく調査審議を続けてきた。

この間に、本年3月29日には、政府及び各界の要請に応え、それまでの調査審議の状況を取りまとめ、中間報告「分権型社会の創造」を内閣総理大臣に提出した。この中間報告は、地方分権推進に関する委員会の基本姿勢と検討の方向を明らかにして、広く各界各層の人々の理解と賛同を求める趣旨のものであった。

中間報告では、まず、地方分権は基本的に地域住民の自己決定権の拡充を図り、あらゆる階層の住民参画の拡大による民主主義の活性化を目指すものであること、また、地方分権の推進は規制緩和と並び、明治以来続いてきた中央集権型行政システムの変革を推進する車の両輪であり、この双方の推進によって初めて、明治維新、戦後改革に次ぐ「第三の改革」が実現するとの認識を表明している。そして、国と地方公共団体との関係を上下・主従の関係から対等・協力の新しい関係に転換させるため、機関委任事務制度の廃止を決断すべきであること、国・地方公共団体間の関係調整ルールを創設すべきこと等を提

示した。また、地域づくり部会においては土地利用やまちづくり、くらしづくり部会においては福祉、教育、雇用などの行政分野ごとに、地方分権を推進するための改革の方向を示した。

委員会では、この中間報告を踏み台にして、幅広い国民の声に耳を傾けるため全国各地で一日地方分権委員会を開催するとともに、あらためて地方公共団体、関係各省庁、有識者などから広く意見を聴取した。そしてこれらの意見を参考としつつ、中間報告で取り上げた事項についてはより具体的な検討を行うとともに、必要な見直しも行い、中間報告までに十分に審議できなかった事項については更に調査審議を行うなどにより、地方分権の推進が実行可能で内容が充実したものとなるよう努力を重ねてきた。

特に、本年4月には、新たに4名の参与を委嘱して行政関係検討グループを発足させ、機関委任事務制度の廃止に伴う従前の機関委任事務の整理、国と地方公共団体との関係についての新たなルールのあり方等を中心に検討を行ってきた。また、本年5月には、中間報告で示された基本的な見直しの方向を受けて国庫補助負担金の整理合理化や地方税財源の充実確保等の課題について具体的な検討を行う場として、関係の委員・専門委員からなる補助金・税財源検討グループを設置し、調査審議を進めてきた。さらに、勧告に向けて所管省と関係委員等とのグループ・ヒアリングも行い、制度・実務上の実行可能性等についての検討も行ったところである。

中央集権型の行財政システムは、わが国の国と地方公共団体との関係の隅々まで広く及んでおり、これを改革するために検討すべき課題もまた広くかつ複雑である。今次の勧告は、まず中央集権型行政シ

システムの象徴ともいわれてきた機関委任事務制度の廃止と新しい事務の区分、及び分権型社会にふさわしい国と地方の関係についての新たなルールの創設及びこれらの考え方にそった主要な行政分野における改革のあり方について具体的な指針を示そうとするものである。

もとより、地方分権の推進は行財政システムのトータルな変革につながり、国・地方を通ずる抜本的な行財政改革の推進にも寄与するものでなければならない。事務権限のあり方のみならず、国庫補助負担金の整理合理化や地方税財源の充実確保、地方行政体制の整備確立は地方分権の推進を裏切るものとするための重要な課題である。委員会としては、まず事務権限に関する改革の検討を先行させたこともあり、今回は、財政問題については、改革に向けての主な論点と検討の方向に関する中間的なとりまとめを行うに止め、来年1月以降、引き続きより具体的な調査審議を行うこととしている。

また、この財政問題と並び、地方分権の重要な課題である地方公共団体の行政体制の抜本的見直しについては、来年1月以降、精力的に調査審議を行う。さらに、必置規制の整理合理化、地方事務官制度や国の地方出先機関の見直しについても、今後の調査審議の課題として残されている。

委員会としてはこれらの課題について、来年前半を目途に第2次勧告を行うこととし、今回の勧告とあわせて、地方分権を総合的に推進するための具体的な指針を提言できるよう努力を傾注する決意である。

## 第1章 国と地方の新しい関係

### 国と地方の役割分担の基本的考え方

#### 1 国と地方の役割分担の原則

地方分権を推進し、国と地方の新しい関係を確立するため、国と地方公共団体とは、次の原則に従い、役割を分担することを旨とするものとする。

##### (1) 国が担うべき事務

国は、

国際社会における国庫としての存立にかかわる事務

全国的に統一して定めることが望ましい国民の

諸活動又は地方自治に関する基本的な準則に関する事務

全国的規模・視点で行われなければならない施策及び事業

(ナショナルミニマムの維持・達成、全国的規模視点からの根幹的社会資本整備等に係る基本的な事項に限る。)

などを重点的に担う。

#### (2) 地方公共団体の担う事務

地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担う。

### 2 国の立法権・行政権と地方公共団体との関係

#### (1) 地方公共団体の事務に関する国の役割

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定めるとされていることから、国は地方自治に関する基本的準則に係る法律を定め、これに基づく調整その他の事務を処理する。

また、個別の行政分野については、地方公共団体の施策に係る情報提供、奨励・誘導を行うはか、必要に応じ、個別の法律により地方公共団体の法的権限を定め、事務の性質に応じて最小限度の基準の設定等事務の管理執行に当たっての仕組みを設け、法律の適正な執行を確保するため必要な解釈を示し、法律の認める範囲内で地方公共団体の事務の処理について所要の調整を行う。

この場合において、法理論上国家が有するものと解されている形成的な権能(例えば、法人格付与、収用権など)を、個別の法律の定めるところにより、地方公共団体に付与することもできる。

#### (2) 地方公共団体の事務に関する国の立法の原則

国と地方公共団体との関係を規律する基本的な法律の中に、次のような「地方公共団体の事務に関する国の立法の原則」を、明示することとする。

地方公共団体の行政に関連して制定される新たな法律(及びこれに基づく政省令)は、「地方自治の本旨」に適合し、かつ、「国と地方の役割分担の原則」に沿ったものでなければならない。

地方公共団体の行政に関連する法律(及びこれに基づく政省令)は、「地方自治の本旨」及び「国と地方の役割分担の原則」に基づいて、これを解釈運用しなければならない。

国は、自治事務(仮称)について基準等を定め

る場合には、全国一律の基準が不可欠で条例制定の余地がないという場合を除き、地方公共団体がそれぞれの地域の特性に対応できるよう、法律又はこれに基づく政令により直接条例に委任し、又は条例で基準等の付加、緩和、複数の基準からの選択等ができるように配慮しなければならない。

### (3) 地方公共団体の事務に関する法律と条例との関係

地方公共団体は法律の範囲内で条例を制定することができる（憲法第94条）。

この意味において、地方公共団体の条例制定権には限界があるが、具体的な条例の規定が法律に違反するかどうかは、「両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない」（最判昭和50年9月10日、徳島市公安条例事件）ものであり、地方公共団体の事務について、法律との関係において条例制定が制約されるかどうかは、個別の法律の明示の規定によるほか、法律の趣旨、目的などにより判断されることとなるものである。

こうした法律と条例の関係についての考え方は、国と地方の新しい関係の下においても維持されるものであるが、具体的な法律と条例の関係に係る判断を迅速かつ的確に行わせる仕組みを検討する必要がある。

#### 機関委任事務制度の廃止

(1) 機関委任事務制度は、地方公共団体の執行機関、特に知事及び市町村長を国の機関とし、これに国の事務を委任して執行させる仕組みであり、地方自治法別表に法律単位で列挙されている項目数で561（うち都道府県379、市町村182）にも及び、これは都道府県事務の7～8割、市町村事務の3～4割を占めているとも言われている。

(2) 機関委任事務の執行については、知事は主務大臣の、市町村長は国の機関としての知事の指揮監督を受けることとされ、地方公共団体の議会や監査委員によるチェック機能も制限されるなど、機関委任事務制度は、わが国の中央集権型行政システムの中核的部分を形づくる制度となっている。

(3) 機関委任事務制度は、住民による選挙で選ばれた知事や市町村長を、国の下部機関とみて、国の事

務を委任し、執行させる仕組みであることから、次のような様々な弊害が生じている。

主務大臣が包括的かつ権力的な指揮監督権をもつことにより、国と地方公共団体とを上下・主従の関係に置いている。

知事、市町村長に、地方公共団体の代表者としての役割と国の地方行政機関としての役割との二重の役割を負わせていることから、地方公共団体の代表者としての役割に徹しきれない。

国と地方公共団体との間で行政責任の所在が不明確になり、住民にわかりにくいだけでなく、地域の行政に住民の意向を十分に反映させることもできない。

機関委任事務の執行について、国が一般的な指揮監督権に基づいて瑣末な関与を行うことにより、地方公共団体は、地域の実情に即して裁量的判断をする余地が狭くなっているだけでなく、国との間で報告、協議、申請、許認可、承認等の事務を負担することとなり、多大な時間とコストの浪費を強いられている。

機関委任事務制度により、都道府県知事が各省庁に代わって縦割りで市町村長を広く指揮監督する結果、国・都道府県・市町村の縦割りの上下・主従関係による硬直的な行政システムが全国画一的に構築され、地域における総合行政の妨げとなっている。

(4) 地方分権推進法の趣旨に即して、国と地方公共団体との関係を抜本的に見直し、地方自治の本旨を基本とする対等・協力の関係とする行政システムに転換させるため、この際機関委任事務制度そのものを廃止することとする。これに伴い、地方公共団体の事務を、次に述べるように再構成する。

#### 地方公共団体の事務の新たな考え方

##### 1 自治事務（仮称）

自治事務（仮称）とは、地方公共団体の事務のうち、法定受託事務（仮称）を除いたものをいう。

自治事務（仮称）には、法律に定めのない自治事務（仮称）と法律に定めのある自治事務（仮称）がある。法律に定めのある自治事務（仮称）には、その実施が地方公共団体に義務付けられるものと任意のものがある。

##### 2 法定受託事務（仮称）

法定受託事務（仮称）とは、

「事務の性質上、その実施が国の義務に属し国の行政機関が直接執行すべきではあるが、国民の利便性又は事務処理の効率性の観点から、法律又はこれに基づく政令の規定により地方公共団体が受託して行うこととされる事務」

をいう。

### 3 新たな事務区分の制度上の取扱い

#### (1) 条例制定権

自治事務（仮称）については、法令に反しない限りすべての事項に関して、条例を制定することができる。この場合において、各事項について条例の制定が制限されるかどうかは、法律又はこれに基づく政令の明示的な規定又は趣旨、目的などによる。

法定受託事務（仮称）については、法律又はこれに基づく政令により明確に事務の範囲を設定した上で、地方公共団体に委託されるものであるため、国の法律又はこれに基づく政令により事務を処理することが原則である。法定受託事務（仮称）処理について、地方公共団体の条例に委ねる必要がある場合には、法律又はこれに基づく政令により、明示的に委任する必要があるものとする。

#### (2) 地方議会の権限

自治事務（仮称）については、議会の権限がすべて及び。ただし、従前の機関委任事務制度の下で認められていた特別な場合の例外について引き続き検討する。

法定受託事務（仮称）については、検閲・検査、監査請求、調査証言請求など執行機関に対するチェック機能及び説明請求、意見陳述などの議会の権限が、原則として、及び。ただし、地方自治法施行令で定める一定の事務については、議会の権限の一部につき対象外とするほか、法律又はこれに基づく政令で制限を行うことを可能とする。

また、地方自治法第96条第2項に定める議決事項の追加（条例による議会の議決事項の追加）については、法律又はこれに基づく政令で定めるもの限り、議会の権限が及びこととする。

#### (3) 監査委員の監査

自治事務（仮称）については、監査委員の権限がすべて及び。ただし、従前の機関委任事務制度の下で認められていた特別な場合の例外について引き続き検討する。

法定受託事務（仮称）については、財務監査、行政監査、直接請求監査、議会請求監査など監査委員の権限が、原則として、及び。ただし、地方自治法施行令で定める一定の事務については、監査の一部につき対象外とするほか、法律又はこれに基づく政令で制限を行うことを可能とする。

#### (4) 行政不服審査法上の審査請求

自治事務（仮称）については、国の行政機関が上級行政庁となり得ないため、原則として、国の行政機関へ審査請求することはできないが、個別法で国の行政機関に対する審査請求を認めることは可能とする。

法定受託事務（仮称）については、前記のような性格の事務であることを考慮し、地方自治法又は行政不服審査法に国の行政機関への審査請求ができることを一般的に規定することとする。

#### (5) 国家賠償責任（被害者に対する直接的な賠償責任）

自治事務（仮称）については、被害者に対する直接的な損害賠償責任は、地方公共団体が負う。ただし、国が費用を負担しているなどの場合であって一定の要件を満たすときは、国も損害賠償責任を負うことがある。

法定受託事務（仮称）については、被害者に対する直接的な損害賠償は国が負うが、地方公共団体も損害賠償責任を負う。

なお、国と地方公共団体との最終的な負担（求償）関係については、当該事務に係る費用負担の制度、原因行為に関する帰責の程度等に従って判断される。

#### (6) 代執行

自治事務（仮称）については、国の行政機関は代執行することができない。

法定受託事務（仮称）については、国の行政機関は、特に必要がある場合において、一定の要件及び手続の下に代執行をすることができる。

### 従前の機関委任事務の取扱い

#### 1 事務自体の廃止

社会経済情勢等の変化により、既に役割や使命を終えたもの、国の規制緩和政策等により社会的・経済的意義が乏しくなったものなど事務そのものを廃止することが適当と判断されるものについては、従前の地方公共団体の事務と併せて、その廃止を引き

続き検討する。

## 2 存続する事務の区分

今後とも存続が必要な事務については、法定受託事務（仮称）とするものを除き、原則とし、自治事務（仮称）とする。

法定受託事務（仮称）は、以下に掲げるメルクマールに該当する事務とする。そして、今回の勧告に至るまでに法定受託事務（仮称）に該当するものとして結論の得られた事務は、それぞれのメルクマールごとに列挙してあるとおりである。

### (1) 国家の統治の基本に密接な関連を有する事務

国政選挙事務、最高裁判所裁判官の国民審査に関する事務、自衛官の募集事務、検察審査員候補者の選定等に関する事務、戸籍事務、外国人登録事務、旅券の交付事務、特別永住許可事務、国勢調査等国の指定統計に関する事務、地方公共団体の存立にかかわる事務、宗教法人の規則の認証に関する事務

### (2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

国が設置した公物の管理に関する事務

指定区間外国道の管理事務

広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

一級河川の指定区間管理事務、二級河川の管理事務、流域保全保安林の指定・解除等に関する事務、砂防指定地の行為規制・砂防工事等の事務、地すべり防止区域内の行為規制・地すべり防止工事等の事務、漁業調整規則の制定、知事許可漁業に関する事務

信用秩序に重大な影響を及ぼす金融機関等の監督等に関する事務

信用事業を行う農業協同組合の監督等に関する事務、信用事業を行う漁業協同組合の監督等に関する事務

医薬品等の製造の規制に関する事務

承認基準が作成された医薬品等の製造承認及び製造業の許可に関する事務

麻薬等の取締りに関する事務

麻薬の監視等に関する事務、覚せい剤の監視等に関する事務、大麻の監視等に関する事務、あへの監視等に関する事務

### (3) 全国単一の制度又は全国一律の基準により行う給付金の支給等に関する事務で以下に掲げるもの

生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国一律に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務

生活保護の決定・実施に関する事務（市町村に対する都道府県の事務監査の事務を含む。）、児童扶養手当の支給に関する事務、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給等に関する事務

全国単一の制度として、国が拠出を求め運営する保険及び給付金の支給等に関する事務

公害健康被害の補償給付の支給に関する事務、児童手当の支給に関する事務

国が行う国家補償給付等に関する事務

戦傷病者・戦没者遺族等の援護に係る事務、原爆被爆者の援護に係る事務

### (4) 法定の伝染病のまん延防止に関する事務

法定及び指定伝染病のまん延防止に関する事務、家畜伝染病のまん延防止に関する事務

### (5) 精神障害者に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務

精神障害者に対する入院措置に関する事務、麻薬中毒者に対する措置入院に関する事務

### (6) 国が行う災害救助に関する事務

災害救助法に基づく災害救助に関する事務

### (7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

国の行う農地の買収等に係る手続に関する事務、国が事業認定を行う収用事業に係る収用裁決等の事務、緊急防除に係る有害動植物の報告事務、保護観察処分対象者に対する応急の救護・援護に要する費用徴収事務、史跡名勝天然記念物の仮指定等に関する事務、理科教育振興法等に基づく補助金交付事務、租税特別措置に係る優良宅地認定の事務、特別児童扶養手当の受給者の認定に関する事務、中小企業団体が独占禁止法の特例として行う調整事業に係る規程の認可に関する事務、生涯能力開発給付金等の支給に関する事務

### (8) 国際協定等との関連に加え、制度全体にわたる見直しが近く予定されている事務で以下に掲げるもの

・農地法に基づく大規模な農地の転用許可等に関する事務

・大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律に基づく第二種大規模小売店舗の出店調整に関する事務

なお、委員会の検討の俎上に上がりながらも、時間切れで事務の振り分けについての結論を今後の検討に先送りしたものがある。また、今回は、数多くある機関委任事務のすべてについて精査し尽くしたわけでもない。そこで、今後の委員会の検討の過程において、これらの事務について、関係省庁の側から上記のメルクマールに該当する事務であると主張されるもの、さらには、メルクマールを変更又は追加してでも法定受託事務（仮称）として取り扱われるべき性質の事務であると主張されるものが生じてくることもあり得る。これらの主張については、そのつど委員会において検討の上、結論を得るものとする。

（参考）個別法に定める機関委任事務で自治事務（仮称）、法定受託事務（仮称）に区分したものは、別紙のとおりである。

### 3 国の直接執行事務等

国設鳥獣保護区内における鳥獣の捕獲許可等の事務は、国が直接執行することとする。

この他にも、「日米地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく土地の使用又は収用に関する事務」など、国の直接執行事務又は法定受託事務（仮称）とすることについて検討しているものがある。

## 国と地方公共団体の関係についての新たなルール

### 1 国の関与の基準

#### (1) 国の関与の一般原則

##### 法定主義の原則

国の関与の根拠及び態様は、法律又はこれに基づく政令に定めなければならないこととする。

##### 一般法主義の原則

国の関与の基本類型は、国と地方公共団体との関係のルールに関する一般法（以下、「一般ルール法」という。）に定めることとし、個別の事務に対する国の関与は、原則として、その類型の中から、当該事務に関する法律又はこれに基づく政令で、その必要性に応じ、定めるものとする。

なお、技術的助言・勧告、報告徴収、是正措置要求（法定受託事務（仮称）に係る是正措置を講

ずべき旨の指示を含む。）については、直接、一般ルール法に基づき行うことができるものとする。

##### 公正・透明の原則

国の関与の手續等については、一般ルール法に定めるところにより、原則として、書面によることや審査基準、標準処理期間を設定することなど、公正と透明性を確保するものとする。

#### (2) 自治事務（仮称）に係る国の関与の類型

##### 技術的助言・勧告、報告徴収

- a. 自治事務（仮称）に関する法律を所管する省庁は、その法律に基づく事務の運営その他の事項について、適切と認める技術的な助言・勧告をし、又は当該事務の運営その他の事項の合理化について情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができるものとする。
  - b. 自治事務（仮称）の運営その他の事項について、地方公共団体の要請があった場合には、当該事務に関する法律を所管する省庁は、適切と認める技術的助言・勧告をし、又は必要な情報を提供するように努めなければならないものとする。
  - c. 法令に基づいて処理される自治事務（仮称）に係る基準のうち必要なものは、通達によらず、法令（又は法令の委任に基づく告示）に定めるものとする。
  - d. 法律を所管する省庁は、その法令の解釈を地方公共団体に示すことができるものとする。この場合においては、違法又は著しく不当の範囲など法令を執行する上で統一されることが必要な基本的な事項に関するものと推奨すべき事項に係る情報提供、事務連絡等にとどまる事項とを明確に区分して、示すべきである。
- 事前協議、合意（又は同意）
- a. 地方公共団体がその「固有の資格」（行政手続法第4条に定める「固有の資格」をいう。）において行う事務の処理について、あらかじめ国と調整する必要がある場合には、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、原則として、国と協議することを義務付けることができるものとする（なお、協議とは、双方が意思の合致を目指して誠実に努力することを意味する）。
  - b. ただし、事務の性質上双方の意思の合致が特に必要とされる以下のような場合には、上記の

例外として、合意（又は同意）を義務付けることができるものとする。

ア 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合

- ・新産業都市建設基本計画の策定
- ・工業整備特別地域整備基本計画の策定
- ・山村振興計画の策定
- ・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本計画の策定
- ・特定事業の集積の促進に関する計画の策定
- ・高度技術に立脚した工業集積地域開発に関する計画の策定

イ 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方公共団体が計画を策定する場合

その他、個別の法律における必要性から特別に国との合意（又は同意）が必要とされる場合

- ・土地利用基本計画の策定
- ・都市計画区域の指定
- ・市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画等の決定
- ・農業振興地域整備基本方針のうち農業振興地域の指定基準等に関する事項
- ・治山事業施行地に係る保安林等の指定・解除
- ・地域森林計画のうち森林の整備目標、伐採、造林、林道及び保安施設に関する事項
- ・流域下水道整備総合計画のうち県際河川、複数都府県にまたがる広域的閉鎖性水域に係るものの策定
- ・3,000㎡以上の工場の作業場の新增設及び大学等の教室の新增設に係る許可
- ・指定有害動植物に係る防除計画の策定
- ・松くい虫の被害対策に関する実施計画のうち高度公益機能松林等の区域に関する事務
- ・職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校、職業能力開発校の設置

委員会において合意（又は同意）が特に必要な場合として結論に達したものは、上記に列挙してあるとおりである。なお、現在、検討中の

もの、今後、関係省庁において合意（又は同意）が特に必要な場合として主張するものについては、委員会において、検討の上、結論を得るものとする。

c. 地方公共団体がその固有の資格において行う事務のうち、刑法等で一般には禁止されていないが特別に地方公共団体に許されているような事務の処理等については、あらかじめ国の許可・承認を受けることを義務付けることができるものとする。

d. 地方公共団体がその固有の資格において行う事務以外の事務等に対する関与は、一般ルール法に基づく関与とは区別して取り扱うこととする。

是正措置要求、指示

a. 国は、自治事務（仮称）の処理が法令に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害しているものがあると認めるとき（不作為による場合を含む。）は、その違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべき旨の是正措置要求を行うことができるものとする。

b. 自治事務（仮称）のうち、緊急の場合など特に必要があるものとして、法律又はこれに基づく政令で定める次のような場合には、国は関係地方公共団体に対し、法律文はこれに基づく政令で定めるところにより、個別に一定の措置を講ずべき旨の指示を行うことができるものとする。

ア 国民の生命、健康、安全に直接関係する事務の処理に関する場合

- ・災害発生の防止のため緊急時における高圧ガスの取締り
- ・災害発生の防止のため緊急時における火薬類の取締り
- ・災害発生の防止のため緊急時における液化石油ガスの取締り
- ・災害発生の防止のため緊急時における危険物施設の保安措置
- ・災害の発生時等の緊急の場合における急傾斜地崩壊危険区域の管理
- ・危険防止のため緊急の場合における消費生活用製品に係る立入検査等

イ 広域的な被害のまん延の観点からの事務の処理に関する場合

- ・家畜の伝染性疾病的の発生の予防のための検査、注射、消毒方法の実施
- ・指定有害動植物に係る防除計画の策定
- ・森林病虫害等の駆除又はまん延防止のため特に必要がある緊急時における駆除命令

\* その他、個別の法律における必要性から特別に国が指示することができる場合

- ・土地の投機的取引・地価高騰による弊害を除去する等のための規制区域の指定・解除
- ・農業振興地域整備基本方針のうち農業振興地域の指定基準等に関する事項の変更
- ・保安林整備計画に即して整備する必要があるなどの場合における保安林の指定・解除
- ・渡り鳥の急減などの場合における鳥獣捕獲許可
- ・重大な危険を及ぼすおそれのある違法建築物等について事務を怠る場合における建築物の違反是正措置
- ・道路の構造を保全し交通の危険を防止するために緊急の必要がある場合における地方道の管理
- ・漁業紛争の防止・解決、資源保護その他漁業調整を図るために特に必要な場合等における漁業権漁業に係る漁業調整

委員会において指示が特に必要な場合として結論に達したものは、上記に列挙してあるとおりである。なお、現在、検討中のもの、今後、関係省庁において指示が特に必要な場合として主張するものについては、委員会において、検討の上、結論を得るものとする。

- \* なお、自治事務（仮称）として地方公共団体が処理する事項に関し、その性質上特に必要があるものについて、国民の利益を保護する緊急の必要がある場合には、国は、法律の定めるところにより、直接事務を処理することができるものとする。

(3) 法定受託事務（仮称）に係る国の関与の類型  
技術的助言・勧告、報告徴収

法定受託事務（仮称）に関する法律を所管する省庁は、法定受託事務（仮称）の適正な処理を確保するため、必要な技術的助言・勧告を行

い、又は必要な資料の提出を求めることができるものとする。

事前協議

法定受託事務（仮称）の処理について、あらかじめ国と調整する必要がある場合には、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、国と協議することを義務付けることができるものとする。

許可・認可・承認

法定受託事務（仮称）の処理について、特に必要がある場合には、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、国の許可・認可・承認を受けることを義務付けることができるものとする。

指示

- a. 法定受託事務（仮称）に関する法律を所管する省庁は、法定受託事務（仮称）の適正な処理を確保するため特に必要がある事項及び場合には、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、地方公共団体に対し指示を行うことができるものとする。
- b. 法定受託事務（仮称）に関する法律を所管する省庁は、法定受託事務（仮称）の処理が法令に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ明らかに公益を害しているものがあると認めるとき（不作為による場合を含む。）は、その違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべき旨の指示を行うことができるものとする。
- c. 法定受託事務（仮称）に関する法律を所管する省庁は、上記の個別的な指示のみでなく、法令の解釈等についての一般的な指示を行うことができるものとする。

代執行

- a. 法定受託事務（仮称）に関する法律を所管する省庁は、地方公共団体が法定受託事務（仮称）を違法に処理し、又は指示に違反して処理していると認める場合には、それを是正すべき旨の勧告及び指示を行ってもなお是正されない場合に限り、裁判所又は後述する第三者機関に対し、是正すべき旨の裁判又は裁定を求めることができるものとする。

- b. 地方公共団体が、是正すべき旨の裁判又は裁

定で示された期限までになお是正すべき事項を行わない場合には、国は、当該事項を地方公共団体に代わって行うことができるものとする。

## 2 国と地方公共団体の関係調整のルール

国と地方公共団体の関係調整のルールについては、概ね次のような考え方を関係者に提示したところであるが、今後、関係者はもとより各界からの意見を十分聞きながら、引き続き検討するものとする。

### (1) 国の関与の手続等

国の関与の手続等については、公正と透明性を確保するため、概ね次のような事項を一般ルール法に定めるものとする。

#### 書面主義の原則

- a. 国は、地方公共団体から技術的助言・勧告（以下「助言等」という。）の趣旨・内容等を記載した書面の交付を求められたときは、原則として、これを交付しなければならない。
- b. 国は、地方公共団体に対し、是正措置要求又は指示を行う場合においては、その理由を付して書面により示さなければならない。ただし、緊急の場合には、口頭で是正措置要求又は指示を行い事後において書面を交付することを妨げない。
- c. 国は、地方公共団体が国と協議しなければならない場合において、当該協議に係る国の意見を書面により示すことを求められたときは、これを示さなければならない。
- d. 国は、地方公共団体が国と合意（又は同意）が必要とされる場合において合意（又は同意）ができないと認めるとき等は、その趣旨等を書面により示さなければならない。

#### 手続の公正・透明性の確保

##### a. 複数の地方公共団体に対する助言等の公表

国は、同一の事項に関し、複数の地方公共団体に対し助言等又は指示を行うときは、原則として、これを公表しなければならない。

##### b. 審査基準等の設定

ア 国は、地方公共団体が国と合意（又は同意）又は国の許認可等が必要とされる場合においては、審査基準を定めるものとし、これを公表しなければならない。

イ 国は、地方公共団体に対する許認可等を取消す基準を定め、これを公表するよう努めな

ければならない。

##### c. 不利益取扱いの禁止

国は、地方公共団体が助言等又は指示に従わなかったことを理由として、地方公共団体の事務の執行に関して、不利益な取扱いをしてはならない。

#### 事務処理の迅速性の確保

##### a. 標準処理期間の設定等

ア 国及び地方公共団体は、合理的な期間内に協議が調うよう誠実に努力しなければならない。

イ 地方公共団体が、国と合意をしなければならない場合又は国の許認可等を得なければならない場合においては、そのために通常要すべき標準的な期間（準備手続に通常要すべき標準的な期間を含む。）を定めるよう努めなければならない。

##### b. 到達主義の原則

ア 国は地方公共団体の協議の申入れ又は許認可等の申請がその事務を処理する国の行政機関の事務所に到達したときは、遅滞なく手続を開始しなければならない。

イ 地方公共団体の届出が法令に定められた形式上の要件に適合しているときは、当該届出が国の行政機関の事務所に到達したときに、手続上の義務が履行されたものとする。

### (2) 国と地方公共団体間の紛争処理の仕組み

#### 第三者機関の設置と構成

- a. 国と地方公共団体との間に紛争が生じた場合に簡易・迅速・公正・透明を旨とした判断をするための第三者機関を設置するものとする。
- b. 第三者機関は、国又は地方公共団体からの申し出により、事案ごとに任命される国地方関係調整委員（仮称）により構成されるものとする。（国地方関係調整委員（仮称）を任命するための委員会を置くものとする。）

#### 第三者機関の処理する紛争の範囲

##### a. 不服の申し出

ア 地方公共団体は、自治事務（仮称）の処理に関し、国の指示又は是正措置要求に理由がないと認めるときは、不服の申し出をすることができるものとする。

イ 地方公共団体は、法定受託事務（仮称）の

処理に関し、国の指示が違法であると認めるときは、不服の申し出をすることができるものとする。

ウ 地方公共団体は、誠実に事前協議を行ったことの確認の申し出をすることができるものとする。

エ 地方公共団体は、国が法律上必要とされている合意（又は同意）（許可、認可、承認等を含む。以下同じ。）をしない場合において、国が裁量権を逸脱していると認められるときには、不服の申し出をすることができるものとする。

オ 国は、自治事務（仮称）の処理について行った指示又は是正措置要求に地方公共団体が従わない場合には、当該指示又は是正措置要求に従わないことが違法であることの確認の申し出をすることができるものとする。

カ 国は、法定受託事務（仮称）の処理について行った指示に地方公共団体が従わない場合には、当該指示が適法であることの確認の申し出をすることができるものとする。

b. 条例・規則の違法確認の申し出

国は、地方公共団体の条例・規則が法律に違反すると認めるときは、当該条例・規則が違法であることの確認の申し出をすることができるものとする。

c. 上記の不服の申し出又は違法確認の申し出の対象となる事件のうち違法性が問題となるようなものについては、裁判所に訴えることができるものとする。なお検討する。

(3) 地方公共団体の意見の申し出と国の応答義務

特定地域の振興計画等、特定の地方公共団体の行政に影響を与える施策を規定する法令には、当該施策の実施に当たり関係地方公共団体の意見を聴取し、国が一定の期間内に応答しなければならない旨の規定を置くものとする。

国は、地方公共団体の長又は議長の連合組織からの意見の申し出があった場合には、誠実に応答するよう努めなければならないものとする。

この場合において、地方公共団体に新たな義務を課する制度の創設等に関する意見であるときは、国は誠実に応答しなければならないものとする。

## 第2章 新たな地方自治制度の枠組み

### 1 国と地方の新しい関係に対応した地方自治制度

国と地方公共団体の新しい関係の構築に伴い、地方自治に関する基本的な準則に係る法律である地方自治法についても、国と地方公共団体の新しい関係にふさわしいものとなるよう、地方公共団体の自主性・主体性を拡充する方向で積極的に見直しを図る必要がある。

#### 1 機関委任事務制度の廃止に伴う改正

##### (1) 機関委任事務制度に係る規定の廃止

機関委任事務制度の廃止に伴い、地方自治法における機関委任事務制度に係る以下の内容の規定は廃止することとする。

機関委任事務の管理執行の根拠

機関委任された国の事務に係る主務大臣又は都道府県知事の地方公共団体の長に対する指揮監督

市町村長に機関委任された国の事業に係る都道府県知事の取消・停止の権限

機関委任された国の事務に係る主務大臣又は都道府県知事の地方公共団体の長に対する職務執行命令手続

なお、これにあわせて、決定受託事務（仮称）に関し必要な規定を設けることとする。

\* 機関委任事務制度の廃止に伴い、国家行政組織法等の関係規定もあわせて所要の整理を行うこととなる。

##### (2) 地方自治法における事務区分の見直し

地方公共団体の事務を“自治事務（仮称）”と“法定受託事務（仮称）”とに再構成することに伴い、現行の地方自治法における“公共事務”“団体委任事務”“その他の行政事務”という事務区分に関する規定を見直すこととする。また、新たな事務区分の制度上の取扱いに対応して、条例制定権、議会の権限、監査委員の権限等に関する規定を見直すものとする。

##### (3) 地方自治法における事務の例示の規定の見直し

地方公共団体の事務の例示の規定については、廃止することを含め抜本的に見直すものとする。規定を残す場合においても、今後の都道府県と市町村の役割分担の明確化についての検討等を踏まえ、再構成するものとする。

## 2 国と地方公共団体の関係に関する規定の見直し

国と地方公共団体の関係についての新たなルールに従い、地方自治法に規定されている国と地方公共団体の関係に関する規定についても再構成することとする。

## 3 地方公共団体の組織等に関する規定の見直し

地方公共団体の議会や執行機関などの組織・運営に関する規定については、各地方公共団体が、多様な行政需要に的確かつ機動的に対処できるよう、自主性・主体性を拡充する方向で見直しを図るものとする。

例えば、現行においては、都道府県が法定の局部数を超えて局部を置く場合には自治大臣への協議が必要とされているが、この事前協議制を見直すものとする。

また、地方公共団体の議会の議員定数に係る規定も、今後の地方議会のあり方の検討とあわせて見直すものとする。

### 都道府県と市町村の新しい関係

機関委任事務制度を廃止し、国と地方公共団体との関係を対等・協力の関係とすることとあわせて、都道府県と市町村の新しい関係についても、基礎的  
地方公共団体としての市町村と広域的  
地方公共団体としての都道府県というそれぞれの性格に応じた相互の役割分担を明確にし、新たな視点で対等・協力の関係を築いていくという方向で引き続き検討する必要がある。

特に、これまで、都道府県知事が国の機関として市町村に対し許認可や指導監督を行うこと等が多かったが、今後においては、都道府県の市町村に対する関与は最小限のものとし、都道府県は、広域的  
地方公共団体としての本来の役割を重点的に果たしていくこととすべきである。

また、都道府県の市町村に対する関与については、都道府県と市町村が対等・協力の関係にあることを基本としながら、市町村を包括する広域的  
地方公共団体としての都道府県の調整権能の範囲、程度等について、引き続き検討する必要がある。

### 地方公共団体の行政体制の課題

地方分権の推進は、地方公共団体の自己決定権を拡充する。そして、自己決定権の拡充は必然的に自

己責任の拡大を伴うことになる。

地方公共団体の議会の議員及び首長、並びに地方公共団体の住民は、このことを明確に自覚し、この新たな役割を担うにふさわしい地方公共団体の行政体制の整備確立に努めるべき責務を有する。

地方公共団体の行政体制の課題としては以下のよう  
なものがあるが、これらの課題への対応策及びそのために国が講ずべき制度改正等の支援措置については、引き続き検討することとする。

#### 1 公正の確保と透明性の向上

地方公共団体の自己決定権の拡充に伴い、地方公共団体の行政の公正を確保しその透明性を向上させることがこれまでも増して重要になるので、地方公共団体の行政をこれまで以上に広く住民の監視の下に置く必要がある。このため、情報公開条例と行政手続条例の制定を促進するとともに、外部監査機能の導入を含む監査機能の充実方策を検討しなければならない。

#### 2 住民参加の拡大

地方分権の推進により、地方公共団体はこれまで以上にその政策形成過程への住民の広範な参加を促し、行政と住民との連携協力を努め、住民の期待と批判に鋭敏かつ誠実に応答する責任を負うことになる。そこで、地方議会の活性化方策を検討することはもとより、地方公共団体における住民参加の機会と手段を拡大し多様化させるための支援措置として、現行の直接請求制度の見直しなどについて検討する必要がある。

#### 3 行政改革等の推進

地方分権の推進によって地方公共団体の役割が増大することとなるが、これに対応する地方公共団体の行政システムは簡素で効率的なものでなければならない。そこで、地方公共団体は、民間委託の推進、高度情報通信技術の活用など、積極的に事務事業の見直しを進めるほか、時代に即応した組織・機構の見直し、定員管理の適正化など、今後とも一層強力に、自主的・主体的な行政改革を推進する必要がある。同時に、国の側においても地方公共団体に対する事務の義務付けや必置規制の縮減、関与の廃止・緩和などの措置を積極的に講じなければならない。

また、地方分権の実を上げるためには、地方公共団体における有能な人材の育成・確保がますます重要になる。このため、地方公共団体においては、こ

れまで以上に職員の研修機会の多様化や研修レベルの向上が必要となるとともに、国・都道府県・市町村間での人材の交流の意義が大きくなることから、こうした人材の交流の円滑化を図る必要がある。

なお、国と地方公共団体の人材の交流に当たっては、これまでの人材交流の問題点を踏まえ、国と地方公共団体が、対等・協力の関係を基本として、各々の有する知識・情報・経験を相互に交換できるような形態を求めていくことが望まれる。

#### 4 市町村の規模と地方分権

地方分権の推進の一環として都道府県から市町村への権限委譲も進めていかなければならない。その際、市町村の規模や行財政能力に応じて段階的に行うなどの配慮が必要であるとしても、地方分権の効果を遍く全土に浸透させるためには、基礎的地方公共団体である市町村の行財政能力の充実強化が不可欠である。そのためには、市町村の規模の拡大や能力の向上も重要な課題であり、市町村の自主的合併を一層強力に推進する必要がある。

なお、自主的合併がその自然条件や地理的条件の故に困難な小規模市町村については、市町村相互の広域行政による対応はもとより、中心都市による周辺市町村との連携・支援や都道府県による小規模市町村に対する補完・支援の仕組みをさらに一層具体的に構築する必要がある。

#### 5 広域行政の推進

都市化の進展、交通網の整備拡大に伴い、人々の日常生活や経済活動の範囲が拡大する一方、行政サービスの高度化・専門化が一層求められており、地域における行政も広域的な視点の下に行うことが非常に重要になってきている。今後、こうした傾向はますます顕著になってくることが予想され、地方公共団体においては、地方分権の進展に伴い増大する役割を十分に果たしていくため、一部事務組合・広域市町村圏・広域連合など多様な仕組みの中から地域の実情に応じて適切なものを選択し、広域行政を積極的に推進していかなければならない。

### 第3章 地域づくりと地方分権

地域づくりとは、地域で暮らすさまざまな人々の多様な活動を取りまく空間そのものを創造することである。区域づくりは、そこに住む人々やそこで活

動する企業の発意と積極的な参加があってはじめて、「地域の個性」や「街の表情」が豊かなものになり、誰もが誇りと愛着をもてるまちが実現する。

そのためには、人々の暮らしに身近な行政主体である地方公共団体が、住民や企業の協力参加を得て、生活者の視点に立ったまちづくりを推進していかなければならない。

こうした観点から、土地利用やまちづくりなど、地域づくりに関する行政分野の制度や運用のあり方について調査審議を行ってきた結果、以下に掲げる改革を実現していくことが必要である。

#### 土地利用関係

それぞれの地域が個性を生かした地域づくりを進めていくためには、何よりもその主体が地方公共団体であることを基本とし、都道府県及び市町村が策定する土地利用計画に基づき、「計画なければ開発なし」という理念の下に、土地利用に関する諸制度を抜本的に見直す必要がある。

このため、地方公共団体が各種土地利用の調整や規制の基本となる土地利用に関する総合計画を策定することができるような方策について検討する必要がある。

このような総合計画の性格や効果については、なお議論を深めなければならないが、こうした基本的方向を目指しつつ、当面は、土地利用に関連する現行の諸制度を次のように見直すこととする。

##### 1 土地利用基本計画等

###### (1) 土地利用基本計画

土地利用基本計画の策定事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

土地利用基本計画の策定に係る国の承認は廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

###### (2) 土地取引規制

・規制区域の指定・解除の事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

国は、土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、かつ、適正・合理的な土地利用の確保を図るため、必要な指示を行うことができることとする。この場合、都道府県が正当な理由がなく指示された措置を講じないきは、国は当該措置を講じることができ

ることとする。

- ・監視区域の指定・解除の事務は、都道府県及び政令指定都市の自治事務（仮称）とする。

## 2 都市計画

- (1) 都市計画区域は、都道府県が指定することとする（自治事務（仮称））。

また、都市計画区域については、国の認可を廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

- (2) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画は、都道府県が決定することとする（自治事務（仮称））。

また、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画については、国の認可を廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

- (3) 地域地区、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画の決定主体としては、市町村が中心的主体となるべきであるが、市街地が市町村の区域を越えて広域化している地域における用途地域や市町村の区域を越える広域のネットワークを形成する道路など、特に広域的・根幹的な都市計画に限って都道府県において決定する（自治事業（仮称））。

この観点から、これらの都市計画について市町村の決定する範囲を大きく拡大する方向で、都市計画決定権限のあり方を見直すこととする。

- (4) 政令指定都市については、都市の規模、都市機能の集中実態、他の事務の委譲状況等を踏まえ、都市計画決定権限については、極力、都道府県並みに拡充する方向で見直すこととする。その際には、国・都道府県との調整の方法について検討することとする。

- (5) 都道府県が決定する地域地区、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画については、国の認可を廃止し、人口及び行政、経済、文化等の中枢的な諸機能が集積し、その影響が都道府県の区域を越えて広域化している地域における計画並びに国土政策や国の利害に特に重大な関係がある計画に限り、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。この趣旨を踏まえ、国と事前協議

を要する範囲については、現在の国の認可の範囲に比べ、大きく縮減する方向で見直すこととする。

市町村が決定する都市計画については、都道府県知事の承認を廃止し、市町村は都道府県と事前協議を行うこととする。この場合、都道府県との合意（又は同意）を要することとする。

都道府県と国、市町村と都道府県の協議に当たって、その関与が必要な範囲にとどまるよう視点を明確化することとする。

- (6) 都市計画事業については、市町村は都道府県の、都道府県は国の認可を受けて施行することができる（都道府県の認可は自治事務（仮称））。
- (7) 開発行為の許可は、地方公共団体の自治事務（仮称）とする。

都市計画における、より具体的な都道府県と市町村の役割分担や国の関与等のあり方については、地方分権の推進の観点に立って、引き続き検討する。

## 3 都市計画及び臨港地区

- (1) 臨港地区に係る都市計画の決定手続について、都市計画の案を港湾管理者が作成するに当たっては、「あらかじめ港湾管理者以外の臨港地区に係る関係地方公共団体に協議し、その成案を得た上で、都市計画決定権者に臨港地区の案を申し出ること」とする旨の提案を踏まえ、その具体的な取扱いについて、引き続き検討することとする。

- (2) 都市計画区域外の臨港地区に係る国の認可については、廃止することとする。

この場合、港湾管理者が行った臨港地区の決定についての不服等の申し出は、国に対してすることができることとする。

## 4 農業振興地域

- (1) 農業振興地域制度については、必要な農地総量及び優良な農地が確保されるよう制度を充実し、国は農地の確保の方針その他の農業振興地域の整備についての基本指針を策定するとともに、都道府県は、農業振興地域整備基本方針を策定（変更を含む。）する（自治事務（仮称））。

基本方針の策定（変更を含む。）については、国の承認を廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、当該基本方針のうち農業振興地域の指定の基準、位置及び規模、農用地区域に関する事項（以下「指定基準等に関する事項」

という。)については国との合意(又は同意)を要することとする。

国は、特に必要があると認めるときは、都道府県に対し、当該都道府県が定めた基本方針のうち指定基準等に関する事項について変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができることとする。

(2) 都道府県は、農業振興地域整備基本方針に即して、農業振興地域を指定(区域の変更、解除を含む。)しなければならないこととする(自治事務(仮称))。

なお、農業振興地域の指定(区域の変更、解除を含む。)に当たり、国(地方農政局)との事前協議を定めている通達は廃止することとする。

(3) 農業振興地域整備計画の策定(変更を含む。)は、市町村の自治事務(仮称)とする。

整備計画の策定(変更を含む。)に当たっては、都道府県知事の認可を廃止し、市町村は都道府県と事前協議を行うこととする。この場合、整備計画のうち農用区域に関する事項については都道府県との合意(又は同意)を要することとする。

都道府県は、特に必要があると認めるときは、市町村に対し、当該市町村の定めた農業振興地域整備計画のうち農用区域に関する事項について変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができることとする。

(4) 農用区域内の開発行為の許可は、都道府県の自治事務(仮称)とする。

## 5 農地

農地制度については、農業振興地域制度の見直しと併せ、次のとおりとする。

(1) 4haを超える農地転用許可は、国の直接執行事務とする。

この場合、許可申請書の受理、国への進達事務は都道府県め法定受託事務(仮称)とするとともに、申請書に意見を付する事務は都道府県の自治事務(仮称)とする。

(2) 2haを超え4ha以下の農地転用許可は、都道府県に委譲する(法定受託事務(仮称))。

この場合、都道府県は、許可に当たり、当面、国に事前協議しなければならないこととするとともに、国は、優良農地の滅失・改廃を防止するなど特に必要がある場合、都道府県に対して指示を

行うことができることとする。

(3) 2ha以下の農地転用許可を自治事務(仮称)とすることの可否については、許可事務が現に都道府県で実施されていることを基本に、地方分権の推進の観点に立って、国民への食糧の安定供給の観点にも留意し、現に進められている農業基本法の見直しを踏まえ予定されている農地制度の見直しの際に、検討することとする。

(4) 農地の権利移動制限に関する事務は、当面、都道府県及び市町村(農業委員会)の法定受託事務(仮称)とする。国は、特に必要な場合、都道府県及び市町村(農業委員会)に対して指示を行うことができることとする。

(5) 国の行う農地の買収等に係る手続きに関する事務は、都道府県及び市町村(農業委員会)の法定受託事務(仮称)とする。国は、特に必要な場合、都道府県及び市町村(農業委員会)に対して指示を行うことができることとする。

## 6 保安林

(1) 流域保全保安林のうち二以上の都道府県にわたる流域並びに一都道府県内で完結する流域であっても国土保全上又は国民経済上特に重要な流域に係るものの指定・解除は、国の直接執行事務とする。

この場合、指定・解除の申請書の受理、国への進達事務は都道府県の法定受託事務(仮称)とするとともに、申請書に意見を付する事務は都道府県の自治事務(仮称)とする。

(2) 上記以外の流域保全保安林の指定・解除は、都道府県に委譲する(法定受託事務(仮称))。

この場合、治山事業施行地に係る保安林又は一定面積以上(指定理由の消滅の場合は1ha以上。公益上の理由の場合は5ha以上。)の保安林の解除の場合に限り、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意(又は同意)を要することとする。

また、国は、国が策定した保安林整備計画に即して国土保全の観点から特に必要があると認められる場合又は森林法第32条に規定する異議意見書の提出があったときで広域的・公平な観点から特に必要があると認められる場合には、都道府県に対し保安林の指定・解除を指示することができる。

(3) 流域保全保安林以外の保安林の指定・解除は、都道府県の自治事務(仮称)とする。

この場合、治山事業施行地に係る保安林の解除の場合に限り、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

また、国は、(2)に掲げる流域保全保安林と同様の場合に、都道府県に対し保安林の指定・解除を指示することができる。

(4) 保安施設地区の指定・解除は、従来どおり、国が行い、保安施設地区における行為規制（伐採許可、作業許可等）の事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とする。

(5) 国有保安林の指定・解除は、従来どおり、国が行う。

(6) 流域保全保安林及び国有保安林における行為規制（伐採許可、作業許可等）の事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とし、それ以外の保安林における行為規制の事務は都道府県の自治事務（仮称）とする。

## 7 森林計画

(1) 地域森林計画は、全国森林計画に即して、都道府県が樹立することとする（自治事務（仮称））。

地域森林計画の樹立に当たっては、都道府県は国と事前協議を行うこととする。

この場合、森林の整備目標、伐採、造林、林道及び保安施設に関する事項については、国との合意（又は同意）を要することとする。

(2) 市町村森林整備計画の樹立は、市町村の自治事務（仮称）とする。

市町村森林整備計画の樹立については、都道府県知事の承認を廃止し、市町村は都道府県と事前協議を行うこととする。

(3) 林地開発許可は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

## 8 鳥獣保護

(1) 現行の都道府県知事による鳥獣保護区の設定及び鳥獣の捕獲許可等の事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

なお、鳥獣の捕獲許可等の事務について、渡り鳥の急減などの緊急時には、国は必要な指示を行うことができることとする。

また、国設鳥獣保護区の設定及び国設鳥獣保護区内における鳥獣の捕獲許可等の管理については、国が行う。

(2) 猟区の設定に当たっての国の認可は、都道府県に委譲する（自治事務（仮称））。

## まちづくり関係

人々が住む地域で豊かさと潤いを実感できるくらしを実現するためには、それぞれの自然、風土、歴史、文化、産業など地域の個性を生かし、地方公共団体が主体となって、多様性に富んだ魅力あるまちづくりに取り組んでいかなければならない。

このため、まちづくりに関連する現行の諸制度を次のように見直すこととする。

### 1 景観・建築

建築基準法に基づく事務は、都道府県及び建築主事を置く市町村の自治事務（仮称）とする。

多数の者の生命・身体に重大な危険を及ぼすおそれのある遵法建築物等や国が重大な利害関係を有する建築物等に関して地方公共団体又は建築主事が事務を怠る場合には、国はその事務の履行について必要な指示を行うことができることとする。

### 2 排水処理

(1) 流域別下水道整備総合計画については国の承認を廃止し、県際河川、複数都道府県にまたがる広域的閉鎖性水域（広域的閉鎖性水域とは、環境庁告示「窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域」により指定された海域をいう。以下同じ。）に係るものに限り、都道府県は事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

(2) 公共下水道事業に係る国の認可については、県際河川、複数都道府県にまたがる広域的閉鎖性水域で流域別下水道整備総合計画が定められていないものに係る公共下水道を除き、都道府県に委譲することとする。（自治事務（仮称））。

なお、政令指定都市の行う事業に係る認可の取扱いについては、引き続き検討することとする。

### 3 道路

#### (1) 国道

指定区間外の一般国道の管理に関する事務は、法定受託事務（仮称）とする。

#### (2) 地方道

・都道府県道の路線の認定に関する国の認可は廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。

・ 地方道に関する是正措置命令は廃止し、道路の構造を保全し交通の危険を防止するために緊急の必要がある場合においては、国は必要な指示を行うことができることとする。

#### 4 河川

##### (1) 一級河川

・ 指定区間内の一級河川の管理に関する事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とする。

##### (2) 二級河川

・ 二級河川の管理に関する事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とする。

国の関与については、二級河川はその水系のほとんどが一の都道府県の区域内で完結していることや都道府県に定着した管理事務の実態を考慮し、以下のとおり見直すこととする。

・ 工事实施基本計画の策定については、国の認可を廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

・ 特定水利使用の流水占用許可については、国の認可を廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

・ 洪水時、渇水時等国民の生命・財産が著しく脅かされるような緊急時その他特別の必要のある場合においては、国は必要な指示を行うことができることとする。

・ 改良工事实施の認可、市町村施行工事に対する協議の認可等は廃止し、都道府県は国と事前協議を行うこととする。

また、河川管理施設の操作規則策定の承認等、現在、訓令、通達等に基づき行っている国の関与については、これを廃止し、必要なものに限り、法律又はこれに基づく政令に基づき都道府県は国と事前協議を行うこととする。

##### (3) 準用河川

準用河川の管理に関する事務は、市町村の自治事務（仮称）とする。

特定水利使用の流水占用許可については、都道府県知事の認可を廃止する。

#### 5 港湾計画

(1) 港湾計画の策定に際しての、港湾計画の作成方法に係る通達による国の関与は、廃止することと

する。

(2) 港湾計画の策定に際しての、臨港地区に係る指定・変更に係る事前調整についての事務連絡文書による国の関与については、廃止することとする。

#### 6 地域交通

過疎地や一部の都市地域などの交通空白地帯において、地方公共団体がバス事業を自ら行う場合又はバス事業者に委託して運行させる場合は、地方公共団体の意向を尊重して、申請どおり直ちに許可することとするとともに、地方運輸局から陸運支局に事務を移管することとする。

また、近々、規制緩和の観点から、バス事業そのものの規制のあり方を見直すに際しては、上記の場合の許可制の廃止をも含め検討することとする。

#### 7 地域計画に係る事務

以下に掲げる地域計画の策定（変更を含む。）に係る事務は、地方公共団体の自治事務（仮称）とする。

この場合、上記の計画に係る国の承認等は廃止し、地方公共団体は国又は都道府県との合意（又は同意）を要することとする。

- ・ 新産業都市建設基本計画
- ・ 工業整備特別地域整備基本計画
- ・ 山村振興計画
- ・ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本計画
- ・ 高度技術に立脚した工業集積地域開発に関する計画
- ・ 特定事業の集積の促進に関する計画

#### 8 工場等立地制限

首都圏及び近畿圏における工場の作業場・大学等の教室の新增設の許可は、都道府県及び政令指定都市の自治事務（仮称）とする。

3,000㎡以上の工場の作業場の新增設及び大学等の教室の新增設に係る許可に対する国の承認は廃止し、都道府県及び政令指定都市は国と事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

#### 9 工場立地

工場立地法に基づく工場新增設の届出受理及び勧告又は変更命令の事務を都道府県の自治事務（仮称）とすること（50,000㎡以上の工場に対して勧告又は変更命令を行う場合には国と協議することとする。）及び工場立地に関する準則に定める緑地面積率等に関

して地域の実情に応じた対応が可能となるよう措置を講じることについて検討を行うこととする。

その他

## 1 漁業調整制度

### (1) 漁業法又は水産資源保護法に基づく事務

- ・漁業法又は水産資源保護法に基づく漁業調整規則の制定、知事許可漁業に係る事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とする。
- ・漁業法に基づく漁業権漁業に係る事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

国は、漁業紛争の防止・解決、全国的・広域的な資源保護その他漁業調整を図るために特に必要があると認める場合には、都道府県に対し、水産資源の採捕に関する制限、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限等必要な指示を行うことができることとする。

また、漁場計画を策定すべき要件に該当するにもかかわらず、都道府県が漁場計画を樹立しない場合には、国は、都道府県に対し、漁場計画を策定するよう指示を行うことができることとする。

### (2) 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく事務

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく都道府県計画の策定等の事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とする。

## 2 病虫害防除

### (1) 植物防疫

- ・指定有害動植物の防除に関する事務（防除計画の策定、国への報告）については、現行の団体事務（国の発生予察事業への協力、指定有害動植物の防除の実施等）とあわせて、都道府県の自治事務（仮称）とする。

国は、防除計画の大綱を定めたときは、指定有害動植物の防除の緊急性に鑑み、関係都道府県に対し防除計画策定を指示することとする。

また、防除計画の策定については、国の承認を廃止し、事前協議を行うこととする。この場合、国との合意（又は同意）を要することとする。

- ・有害動植物を発見した場合の緊急防除に係る国への報告事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とする。

### (2) 家畜伝染病予防

- ・家畜の伝染性疾病的発生の予防に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

この場合、国は、家畜の伝染性疾病的発生により畜産に重大な影響を及ぼすおそれのある緊急時において、検査、注射、薬浴又は投薬、消毒方法の実施について必要な指示を行うことができることとする。

- ・家畜伝染病のまん延防止に関する事務は、都道府県の法定受託事務（仮称）とする。

### (3) 森林病虫害等の防除

- ・森林病虫害等防除法及び松くい虫被害対策特別措置法に基づく駆除命令等に関する事務及び都道府県実施計画の策定事務は、都道府県の自治事務（仮称）とし、国も従来どおり駆除命令等を行うことができることとする。

- ・都道府県が行う駆除命令に関し、国は、森林病虫害等を駆除し又はそのまん延を防止するため特に必要がある緊急時において必要な指示を行うことができることとする。

- ・都道府県実施計画の策定に当たっては、都道府県は国と事前協議を行うこととする。この場合、高度公益機能松林等の区域に関する事項については、国との合意（又は同意）を要することとする。

## 3 大規模小売店舗の出店調整に関する事務

第二種大規模小売店舗の出店調整に関する事務は、国際協定等との関連に加え、規制緩和推進計画において平成9年度に制度の見直しを行うこととされていることを踏まえ、当面、法定受託事務（仮称）とする。

## 4 高圧ガス製造業者等の事業許可、基準適合命令等に関する事務

高圧ガス製造業者等の事業許可、基準適合命令等に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

この場合、国は、明確な発動要件の下に緊急時（災害発生の防止のため予防的に所要の措置を講じる場合を含む。）に指示を行うことができることとする。

## 5 火薬類製造事業等の許可、基準適合命令等に関する事務

火薬類製造事業等の許可、基準適合命令等に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

この場合、国は、明確な発動要件の下に緊急時（災害発生の防止のため予防的に所要の措置を講じる場合を含む。）に指示を行うことができることとする。

#### 6 液化石油ガス販売事業等の許可、基準適合命令等に関する事務

液化石油ガス販売事業等の許可、基準適合命令等に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

この場合、国は、明確な発動要件の下に緊急時（災害発生の防止のため予防的に所要の措置を講じる場合を含む。）に指示を行うことができることとする。

#### 7 土地収用

(1) 事業認定については、国の事業、二以上の都道府県にまたがり又は影響を及ぼす事業及び都道府県の事業に係るもの（以下「国認定事業」という。）は、従来どおり国の直接執行事務とし、市町村の事業その他の地域的な事業に係るもの（以下「都道府県認定事業」という。）は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

(2) 都道府県収用委員会の収用裁決事務及び明渡裁決による明渡期限までに土地の引渡等を行わない場合の都道府県の強制執行事務については、国認定事業に係るものは法定受託事務（仮称）とし、都道府県認定事業に係るものは自治事務（仮称）とする。

(3) 市町村が行う裁決申請書等の公告・縦覧、土地詞書等への署名押印等の手続事務については、事業認定の区分に応じ、国又は都道府県から市町村への法定受託事務（仮称）とする。

また、手続事務を市町村が拒否又は遅滞した場合には、現行制度と同様に都道府県が手続事務を代行できることとし、当該事務代行については、事業認定の区分に応じ、国から都道府県への法定受託事務（仮称）又は都道府県の自治事務（仮称）とする。

(4) 土地収用法上の国による事業認定の代行制度に代えて、起業者の申請に基づいて、国が直接事業認定をできることとする。

#### 8 建設業の許可・宅地建物取引業の免許

建設業の許可、宅地建物取引業の免許等の事務については、二以上の都道府県に営業所等を設けて行う営業に係るものは、従来どおり国の直接執行事務とし、それ以外のもは都道府県の自治事務（仮称）とする。

#### 9 急傾斜地

急傾斜地崩壊危険区域の指定、指定地内の行為規制、急傾斜地崩壊防止工事等の事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

災害発生時又は多量の降雨等により急傾斜地の崩壊が予測され、国民の生命・安全が著しく脅かされるような緊急時においては、国は必要な指示を行うことができることとする。

#### 10 危険物施設の設置許可等に関する事務

危険物施設の設置許可等に関する事務は、市町村等の自治事務（仮称）とする。

この場合、国は、明確な発動要件の下に緊急時（災害発生の防止のため予防的に所要の措置を講じる場合を含む。）に指示を行うことができることとする。

○ 日米地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく土地の使用又は収用に関する事務を、国の直接執行事務とするか法定受託事務（仮称）とするかについては、調整中。

以上に掲げる地方公共団体の事務に対する国の関与の取扱いについて、自治事務（仮称）に関しては、技術的助言・勧告、報告徴収、是正措置要求以外の関与を中心に記述することとし、また、法定受託事務（仮称）に関しては、権限委譲を伴う場合などを除き、原則として個別の関与については記述していない。

## 第4章 暮らしづくりと地方分権

住民の暮らしをトータルに支援する行政の充実、地域性、迅速性、総合性を確保しうる分権型システムの下ではじめてその真価を発揮できる。住民の一人ひとりが、暮らし方に関する自己決定を基本として、真に豊かさを実感できる個性的な地域社会を築いていくためには、地方公共団体が、参加・公平・透明・効率の原則に立って、暮らしづくり行政をより積極的、自主的に展開していく必要がある。そのためには従来の集権的な行政システムを改め、地方公共団体が国との新たな関係を形成しつつ、自律と責任を確保できる条件を備えなければならない。

こうした観点から、地方分権の推進を審議した結果、以下に掲げる改革が必要と考える。

## 福祉・保健・衛生

### 1 生活保護

#### 生活保護関係事務

- 生活保護の決定・実施に関する事務は、現金給付等の生活困窮者の扶助に関わるものであり、生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保し、全国一律に公平・平等に実施する必要があるため、法定受託事務（仮称）とする。
- 生活保護に関する事務のうち、被保護者の自立助長のための相談、助言等の援助事務については、地方公共団体が個々のニーズに即し柔軟に対応できるよう、自治事務（仮称）とすることとし、この旨を法令等で明確にする。

指揮監督権（生活保護法20条）については、廃止する。これに代わる国の関与については、一般ルールに基づく国の関与によることとする。

事務監査（同法23条）については、濫給・漏給防止等の観点から、今後とも認めることとする。この場合、国が直接行う事務監査を認めるほか、都道府県が市町村に対して行う事務監査については法定受託事務（仮称）とするが、その内容の積極的な見直しを行うことにより、監査事項の重点化等、福祉事務所の実情に応じた弾力的で合理的な事務監査に一層努めることとする。

生活保護事務に従事する現業職員の資質向上のため、国においても研修の充実を図るほか、国は地方公共団体に対して適切な情報提供を行うものとする。

### 2 福祉事務所

福祉事務所長の専任規定については、当委員会の中間報告の考え方に沿って本年6月改正法が成立し、既に廃止された。

現業職員等に係る専任規定及び国の定数基準については、住民の多様なニーズに的確に応え、福祉と保健の総合的展開が図られるよう、必置規制の見直しの一環として、引き続き検討する。

### 3 保健所長の医師資格

保健所長の医師資格規制については、必置規制の見直しの一環として、その可否を引き続き検討する。

### 4 民生委員

民生委員の推薦事務等は、自治事務（仮称）とする。

民生委員の定数決定事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

また、国の定数基準については、全国的に一定水準を確保するとともに、都道府県が地域の実情等に配慮して定数決定を行えるよう弾力的なものとする。

### 5 水道

国が現在直接認可事務を行っている水道事業のうち、給水人口5万人超の水道事業で水利調整の必要性があると考えられるもの以外のものの認可については、都道府県に委譲する。

都道府県に委譲する認可事務は、現在都道府県が行っている給水人口5万人以下の水道事業の認可事務と併せて、自治事務（仮称）とするが、厚生大臣も水道事業の統合、給水区域の調整について勧告できるようにする。

### 6 産業廃棄物の処理

産業廃棄物処理に関する事務については、産業廃棄物を巡る極めて困難な状況を踏まえつつ、事業者責任の原則の下に円滑な処理が進められるよう、できるだけ地域住民の意見を反映できる仕組みを含む新たな法制度（廃棄物処理施設の設置手続の明確化など）の早急な導入が必要である。

その際、処理施設の設置許可及び処理業の許可に関する事務区分については、法改正の状況を踏まえつつ、引き続き検討する。

## 幼児教育・保育

少子化時代の到来の中で、子どもや家庭の多様なニーズに的確に応えるため、地域の実情に応じ、幼稚園・保育所の連携強化及びこれらに係る施設の総合化を図る方向で、幼稚園・保育所の施設の共用化等、弾力的な運用を確立する。

## 教育・文化

### 1 教育課程の編成

地域の実態を踏まえ、特色ある学校づくりを推進する観点から、教育課程の基準の一層の大綱化や弾力化を図る。

### 2 教育長の任命承認制

教育長の任命承認制は廃止する。

なお、任命承認制の廃止に際して、教育長の任期制等教育長に適材を確保する方策、小規模市町村における教育委員会の事務処理体制の充実方策、教育

行政に地域住民の意向を反映するための方策等、教育委員会の活性化のための方策について検討する。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による関与

文部大臣及び教育委員会相互間の関係等（法第5章）については、関与の一般ルールの考え方に沿って、次のとおり見直す。

文部大臣の教育委員会に対する指揮監督（法55条）は、機関委任事務制度の廃止に伴い廃止する。

地方公共団体の長又は教育委員会に対する文部大臣の措置要求（法52条）については、一般ルールに沿って行うものとする。

なお、市町村長又は市町村教員委員会に対する都道府県教育委員会の措置要求については、都道府県・市町村間の関係の整理の一環として、別途検討する。

都道府県又は市町村に対する文部大臣の指導・助言・援助（法48条）については、新たな一般ルールとの関係にも留意しつつ、都道府県や市町村の教育委員会の自立性をできるだけ高める観点に立って検討する。

4 県費負担教職員の任免等に関する事務

県費負担教職員の任免その他の進退、勤務成績の評定の計画に関する事務は、都道府県・市町村間の関係の整理の一環として、引き続き検討する。

5 義務教育費国庫負担金に関する事務手続き

義務教育費国庫負担金に関する各種調査、申請、報告等の事務手続きについては、平成9年度から大幅に簡素合理化することとする。

6 文化・生涯学習の所管組織

文化・生涯学習に関する事務の管理及びその執行については、現行の事務委任、補助執行の規定（地方自治法180条の7等）の活用等により、当該地方公共団体の主体的判断に委ねることとする。

7 公立の図書館、博物館、公民館

公立の図書館、博物館、公民館に関する必置規制に係る法律の規定の見直しについては、他の必置規制の見直しの一環として、引き続き検討する。

8 埋蔵文化財

所有者が不明である出土文化財の第一義的所有権は都道府県に委譲することとし、この旨法律上明示する。この場合、国が保有する必要がある場合の取扱い等について引き続き検討する。

都道府県教育委員会に、開発行為を行う事業者への発掘調査の指示権があることを法律上明示する。この場合、事業者に対する特定の場合の文化庁長官の指示権限を認めることとする。

都道府県が第一義的所有権者となった出土文化財に関する事務及び都道府県教育委員会が行う発掘調査の指示は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

発掘調査の費用負担については、地方公共団体が原因者負担を求める際に支障を来さないよう、関係法令の改正を含め、必要な仕組みについて、引き続き検討する。

9 学校法人、私立学校等

学校法人の成立の認可・業務監督に関する事務、私立学校等の設置廃止の認可に関する事務等については、所管省からは法定受託事務（仮称）とすべきとの意見が表明され、協議を重ねたが、結論を得るに至らなかったため、引き続き検討する。

労働関係

1 不当労働行為の審査、労働争議の斡旋・調停・仲裁等に関する事務

不当労働行為の審査、労働争議の斡旋・調停・仲裁等に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

二審制等の現在の仕組みは、維持するものとする。

2 地域雇用

地方公共団体が、地域に密着した雇用に関する情報提供等を独自に行う際には、国は、守秘義務に配慮しつつ、公共職業安定所の有する求人・求職に関する資料等の提供を必要に応じて積極的に行うなど柔軟な対応を行うものとする。

国の職業紹介事業との連携協力の下に地方公共団体が行う雇用対策関係事務については、地方事務官制度の見直しに併せて、引き続き検討する。

3 職業能力開発行政に関する事務

職業能力開発実施計画については、その対象となる事項、内容、必要となる関係資料について大幅な削減を行い、必要最低限のものに限ることとする。

地方公共団体が職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校、職業能力開発校を設置する際の国の認可を廃止し、

地方公共団体は、国と事前協議を行うこととする。  
この場合、国との合意を要することとする。

職業訓練指導員の免許に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

なお、試験実施職種の設定等について国との合意を要する事前協議を認めることの要否については、引き続き検討する。

技能検定に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

なお、試験実施職種の設定等について国との合意を要する事前協議を認めることの要否については、引き続き検討する。

職業訓練の認定等に関する事務は、都道府県の自治事務（仮称）とする。

なお、国との合意を要する事前協議を義務づけることの要否については、引き続き検討する。

## 消費者保護

### 1 消費生活用製品安全法に関する事務

消費生活用製品安全法の規定による販売事業者からの報告徴収及び立入検査等の事務については、都道府県の自治事務（仮称）とする。

この場合、国は明確な発動要件の下に緊急時（危険防止のため所要の措置を講じる必要がある場合を含む。）に指示を行うことができることとする。

### 2 家庭用品品質表示法に関する事務

家庭用品品質表示法の規定による販売事業者からの報告徴収及び立入検査等の事務については、都道府県の自治事務（仮称）とする。

家庭用品品質表示法に基づく指示に従わない販売事業者の公表権限については、都道府県へ自治事務（仮称）として委譲することとし、都道府県における公表の際に都道府県は国と事前協議を行うこととする。

なお、国が直接公表権限を行使することを妨げないこととする。

### 3 割賦販売法に関する事務

割賦販売法の規定による前払式割賦販売事業者及び前払式特定取引業者からの報告徴収及び立入検査の事務については、都道府県の自治事務（仮称）とする。

なお、国が直接報告徴収及び立入検査を行うことを妨げないこととする。

以上に掲げる地方公共団体の事務に対する国の関与の取扱いについて、自治事務（仮称）に関しては、技術的助言・勧告、報告徴収、是正措置要求以外の関与を中心に記述することとし、また、法定受託事務（仮称）に関しては、権限委譲を伴う場合などを除き、原則として個別の関与については記述していない。

おわりに

地方分権を推進するに当たっての課題は、国と地方公共団体との行政及び地方税財政の全般に広く及んでいるが、今回勧告した機関委任事務制度の廃止と新しい国と地方との関係の構築に関する事項は、従来の中央集権型行政システムを抜本的に改革し、今後の国と地方公共団体との関係の枠組みを定め、分権型社会を創造するために実施すべき不可欠の課題である。また、勧告でとりあげた個別の行政分野に関する課題も、それぞれ、地方公共団体が進める地域づくりや暮らしづくりに欠かせない改革として、長い間地方公共団体が求め続けてきたものであり、いずれも今回の改革の方向を示す重要な事項である。

政府においては、地方分権推進法の趣旨に則り、この勧告を尊重して、速やかに地方分権推進計画の策定に着手し、法制的な検討も深めて、早期に実施に移されるよう強く要請するものである。

なお、委員会としては、地方分権推進法に基づき監視権が付与されている趣旨を踏まえ、今後とも、必要に応じ意見を述べることとしたい。

また、機関委任事務制度の廃止を中心とする今回の改革は、国・都道府県・市町村それぞれの役割と責任の範囲を明確にしようとするものであり、とりわけ、地方自治の担い手である地方公共団体の果たすべき役割とその責任は重要である。地方公共団体には、住民の信頼と期待に応える行政体制を整備充実していくことを強く求めたい。

最後に、冒頭にも述べたとおり、地方分権を推進するに当たっての課題は、今回勧告した事項に限られるものではなく、委員会としても、引き続き、残された課題の調査審議を行うこととしている。今後とも、国会、政府、地方公共団体はもとより、個性と活力のあふれる地域社会づくりを目指す数多くの関係者の理解と協力を願うものである。

(別紙)

## 機関委任事務を自治事務(仮称)に区分するもの

### 《地域づくり部会関係》

#### 【環境庁】

- 現行の都道府県知事による鳥獣保護区の設定及び鳥獣の捕獲許可等の事務
- 猟区の設定に係る国の認可

#### 【国土庁】

- 土地利用基本計画の策定事務
- 規制区域の指定・解除の事務
- 監視区域の指定・解除の事務
- 新産業都市建設基本計画の策定
- 工業整備特別地域整備基本計画の策定
- 山村振興計画の策定
- 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する基本計画の策定
- 首都圏及び近畿圏における工場の作業場・大学等教室の新増設の許可
- 市町村長に対する応急措置の実施、応援に係る指示等の事務

#### 【法務省】

- 人権擁護委員推薦事務

#### 【農林水産省】

- 農業振興地域整備基本方針の策定
- 農業振興地域の指定
- 農用地区域内の開発行為の許可
- 国が行う農地転用許可に意見を付する事務
- 国が行う流域保全保安林の指定・解除に意見を付する事務
- 流域保全保安林以外の保安林の指定・解除、行為規制  
地域森林計画の樹立  
林地開発許可
- 漁業法に基づく漁業権漁業に係る事務
- 指定有害動植物の防除に関する事務
- 家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する事務
- 森林病虫害等防除法に基づく駆除命令等に関する事務
- 松くい虫被害対策特別措置法に基づく駆除命令、都道府県実施計画等に関する事務

- 森林組合に対する指導・監督事務

- 借用書業を行わない農業協同組合及び漁業協同組合に対する監督等に関する事務

- 自作農維持資金の貸付認定事務

- JAS規格に係る格付機関の登録等に関する事務

#### 【通商産業省】

- 事業協同組合等(信用協同組合を除く。)の設立認可、業務停止命令等に関する事務

- 高圧ガス製造業者等の事業許可、基準適合命令等に関する事務

- 火薬類製造事業等の許可、基準適合命令等に関する事務

- 液化石油ガス販売事業等の許可、基準適合命令等に関する事務

- 商工組合等の設立認可、業務停止命令等に関する事務

- 中小企業集積活性化法に基づく進出計画等の承認に係る事務

- 中小小売商業振興法に基づく商店街整備計画等の認定に係る事務

- 高度技術に立脚した工業集積地域開発に関する計画の策定

- 特定事業の集積の促進に関する計画の策定

#### 【建設省】

- 都市計画区域の指定

- 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の決定

- 地域地区、都市施設及び市街地開発事業に関する都市計画の決定

- 都道府県の都市計画事業認可

- 開発行為の許可

- 建築基準法に基づく事務

- 公共下水道事業(県際河川、複数都府県にまたがる広域的閉鎖性水域で流域別下水道整備総合計画が定められていないものに係る公共下水道を除く。)の認可

- 準用河川の管理に関する事務

- 都道府県認定事業に係る土地収用事務

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定、指定地内の行為規則、急傾斜地崩壊防止工事等の事務

- 建設業の許可
- 宅地建物取引業の免許

【自治省】

- 危険物施設の設置許可等に関する事務

など

《くらしづくり部会関係》

【厚生省】

- 生活保護の被保護者の自立助長のための相談、助言等の援助事務
- 民生委員の推薦事務等
- 民生委員の定数決定事務
- 水道事業の認可に関する事務
- 栄養士の免許に関する事務
- 調理師の試験、免許に関する事務
- 性病予防法に係る事務
- 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律に係る事務
- 浄化槽法に係る事務  
旅館業の営業許可に関する事務
- 公衆浴場の経営許可に関する事務等
- 理容師法に係る事務
- 美容師法に係る事務
- クリーニング業法に係る事務  
建築物における衛生的環境の確保に関する法律に係る事務
- 飲食店営業の許可、営業の停止、指導監督等に関する事務
- と畜場の設置許可及びと畜検査に係る事務
- 食鳥処理の事業の許可、食鳥処理場の設置の許可、食鳥検査に係る事務
- 病院等の開設の許可、指導監督
- 診療放射線技師法に係る事務
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に係る事務
- 柔道整復師法に係る事務
- 理学療法士及び作業療法士法に係る事務
- 視能訓練士法に係る事務
- 保健婦助産婦看護婦法に係る事務  
死体解剖保存法に係る事務
- 薬局の開設、販売業等の許可に関する事務
- 薬剤師法に係る事務

- 覚せい剤施用機関、覚せい剤原料取扱者等の指定及び業務停止に関する事務

- 毒物又は劇物の販売業者等の登録及び業務の停止に関する事務

- 大麻取扱者、麻薬卸売業者の免許等に関する事務
- 身体障害者手帳の交付に関する事務

【文部省】

学齢簿の編製、就学校の指定に関する事務

- 学級編制の基準の設定、認可に関する事務
- 博物館の登録に関する事務

- 鉄砲及び刀剣類の登録に関する事務

都道府県が第一義的所有権者となった出土文化財に関する事務及び都道府県教育委員会が行う発掘調査の指示

【労働省】

- 職業訓練指導員の免許に関する事務

- 技能検定に関する事務

職業訓練の認定等に関する事務

不当労働行為の審査、労働争議の斡旋・調停・仲裁に関する事務

- 労働協約の地域的一般的拘束力の決定に関する事務

【通産省】（消費者保護関係）

- 消費生活用製品安全法の規定による販売事業者からの報告徴収及び立入検査等の事務

家庭用品品質表示法の規定による販売事業者からの報告徴収及び立入検査等の事務

家庭用品品質表示法に基づく指示に従わない販売事業者の公表に係る事務

- 割賦販売法の規定による前払式割賦販売事業者及び前払式特定取引業者からの報告徴収及び立入検査の事務

など

## 機関委任事務を法定受託事務（仮称）に区分するもの

### 地域づくり部会関係》

#### 【総務庁】

- 国勢調査等の指定統計事務
- 恩給を受ける権利の裁定事務

#### 【防衛庁】

- 自衛官の募集に関する事務

#### 【法務省】

##### 戸籍事務

- 外国人登録事務
- 特別永住許可事務
- 保護観察処分対象者に対する応急の救護・援護に要する費用徴収事務
- 検察審査員候補者に関する事務

#### 【法務省・自治省】

- 都道府県又は市町村が行う最高裁判所裁判官国民審査事務

#### 【農林水産省】

- 大規模な農地転用許可事務
- 農地の権利移動制限に関する事務
- 国の行う農地の買収等に係る手続きに関する事務
- 二以上の都府県にわたる流域並びに一都道府県内で完結する流域であっても国土保全上又は国民経済上特に重要な流域に係るもの以外の流域保全保安林の指定・解除等
- 保安施設地区における行為規制の事務
- 漁業法又は水産資源保護法に基づく漁業調整規則の制定、知事許可漁業に係る事務
- 有害動植物を発見した場合の緊急防除に係る国への報告事務
- 家畜伝染病のまん延防止に関する事務
- 信用事業を行う農業協同組合及び漁業協同組合に対する監督等に関する事務

#### 【通商産業省】

- 第二種大規模小売店舗の出店調整に関する事務
- 中小企業団体が独占禁止法の例外として行う調整事業に係る規程の認可に関する事務

#### 【建設省】

- 指定区間外の一般国道の管理に関する事務
- 指定区間内の一級河川の管理に関する事務

- 二級河川の管理に関する事務
- 国認定事業に係る収用裁決事務等
- 優良宅地認定に関する事務
- 砂防指定地内の行為規制、砂防工事等の事務
- 地すべり防止区域内の行為規制、地すべり防止工事等の事務

#### 【自治省】

- 都道府県又は市町村が行う国政選挙事務

など

### 《くらしづくり部会関係》

#### 【外務省】

- 旅券の交付事務

#### 【厚生省】

- 生活保護の決定・実施に関する事務（市町村に対する都道府県の事務監査の事務を含む。）
- 精神障害者、麻薬中毒者に対する本人の同意によらない入院措置に関する事務
- 法定及び指定伝染病のまん延防止に関する事務
- 承認基準が作成された医薬品等の製造承認及び製造業の許可に関する事務
- 麻薬、覚せい剤、大麻及びあへんの監視等に関する事務
- 児童手当の支給に関する事務
- 児童扶養手当の支給に関する事務
- 特別児童扶養手当の受給者の認定に関する事務
- 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給等に関する事務
- 災害救助法に基づく災害救助に関する事務
- 戦傷病者、戦没者遺族、原爆被爆者等の援護に係る事務

#### 【文部省】

- 理科教育振興法等に基づく補助金交付事務
- 史跡名勝天然記念物の仮指定等に関する事務
- 宗教法人の規則の認証

#### 【労働省】

- 生涯能力開発給付金等の支給に関する事務

#### 【環境庁】

- 公害健康被害の補償給付の支給に関する事務

など

## 地方分権推進委員会の開催経過

開催日	会議名及び議題
平成7. 7. 3	第1回委員会 〔委員長互選、内閣総理大臣・総務庁長官・自治大臣・委員長あいさつ、〕 〔委員会の運営等、委員長談話等〕
7. 19	第2回委員会 〔総務庁・自治省ヒアリング（地方分権の取組の経緯・現状）、フリートーキング〕
7. 28	第3回委員会 〔地方六団体ヒアリング、フリートーキング〕
8. 7	第4回委員会 〔民間団体・有識者ヒアリング 亀井正夫氏（政治改革推進協議会会長） 塩野 宏氏（成蹊大学教授） 貝塚啓明氏（中央大学教授）〕 〔フリートーキング〕
9. 7	第5回委員会 〔フリートーキング（制度的課題）〕
9. 14	第6回委員会 〔総務庁長官・自治大臣あいさつ〕 〔フリートーキング（地域づくり部会関係の主な制度）〕
9. 22	第7回委員会 〔官房長官あいさつ〕 〔フリートーキング（くらしづくり部会関係の主な制度）〕
9. 27	第8回委員会 〔フリートーキング（基本的考え方・行政分野別課題審議の留意事項）〕 〔一日地方分権委員会（仮称）の開催決定〕
10. 4	第9回委員会 〔フリートーキング（基本的考え方・行政分野別課題審議の留意事項）〕 〔部会の設置決定〕
10. 11	第1回くらしづくり部会 〔委員長・部会長あいさつ、部会の運営等〕
10. 12	第1回地域づくり部会 〔委員長・部会長あいさつ、部会の運営等〕
10. 19	第10回委員会・第2回地域づくり部会 〔部会関連の主な制度の概要等の説明〕 〔基本的考え方・行政分野別審議の留意事項についての意見交換〕
10. 25	第11回委員会・第2回くらしづくり部会 〔部会関連の主な制度の概要等の説明〕 〔基本的考え方・行政分野別審議の留意事項についての意見交換〕

開催日	会議名及び議題
10. 26	第12回委員会・第3回地域づくり部会 〔地方六団体ヒアリング（制度的課題・行政分野別の権限委譲等）〕
11. 2	第13回委員会・第4回地域づくり部会 〔地方六団体ヒアリング（行政分野別の権限委譲等）〕
11. 6	第14回委員会・第3回くらしづくり部会 〔地方六団体ヒアリング（行政分野別の権限委譲等）〕
11. 9	第15回委員会・第5回地域づくり部会 〔建設省・農林水産省・国土庁ヒアリング（行政分野別課題）〕
11. 15	第16回委員会・第4回くらしづくり部会 〔地方六団体ヒアリング（行政分野別の権限委譲等）〕
11. 16	第17回委員会・第6回地域づくり部会 〔通商産業省・国土庁・運輸省・郵政省・環境庁ヒアリング（行政分野別課題）〕
11. 22	第18回委員会・第5回くらしづくり部会 〔厚生省・経済企画庁・通商産業省ヒアリング（行政分野別課題）〕
11. 27	広島一日地方分権委員会（広島市）
11. 30	第19回委員会・第7回地域づくり部会 〔総務庁長官あいさつ 建設省・運輸省・農林水産省ヒアリング（行政分野別課題）〕
12. 4	第20回委員会・第6回くらしづくり部会 〔文部省・労働省ヒアリング（行政分野別課題）〕
12. 6	群馬一日分権委員会（前橋市）
12. 11	第21回委員会・第7回くらしづくり部会 〔有識者ヒアリング 神田道子氏（東洋大学教授） 横山万蔵氏（山形県西川町長） 前沢政次氏（宮城県涌谷町町民医療福祉センター所長・ 宮城県涌谷町国民健康保険病院院長）〕
12. 14	第22回委員会・第8回地域づくり部会 〔有識者ヒアリング 酒田 哲氏（金沢学院大学教授） 伊藤善市氏（帝京大学教授） 榛村純一氏（静岡県掛川市長） 通商産業省・国土庁ヒアリング（行政分野別課題）〕
12. 18	第23回委員会・第8回くらしづくり部会 〔フリートーキング（論点整理） 文部省ヒアリング（行政分野別課題）〕
12. 21	第24回委員会・第9回地域づくり部会 〔フリートーキング（制度的課題の検討の進め方、論点整理）〕

開催日	会議名及び議題
12. 22	第25回委員会 〔機関委任事務制度の廃止に係る検討試案取りまとめ その他の事項についての委員長見解〕
平成8. 1. 10	第26回委員会 〔有識者ヒアリング 磯部 力氏（東京都立大学教授） 地方六団体ヒアリング（検討試案・委員長見解） 自治省ヒアリング（検討試案・委員長見解）〕
1. 16	第9回くらしづくり部会 〔フリートーキング（検討試案・委員長見解、行政分野別課題の主な論点等）〕
1. 18	第10回地域づくり部会 〔フリートーキング（検討試案・委員長見解、行政分野別課題の主な論点等）〕
1. 22	第10回くらしづくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題の主な論点等）〕
1. 24	第27回委員会 〔有識者からのヒアリング 堺屋太一氏 総務庁・厚生省・農林水産省・建設省ヒアリング（検討試案・委員長見解）〕
1. 25	第11回地域づくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題の主な論点等）〕
1. 29	第11回くらしづくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題の主な論点等）〕
2. 1	第28回委員会 〔有識者ヒアリング 深谷昌弘氏（慶應義塾大学教授） 大蔵省・自治省ヒアリング（国庫補助負担金・地方税財源） 総務庁長官・自治大臣あいさつ〕
	第12回地域づくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題の主な論点等）〕
2. 5	第29回委員会・第12回くらしづくり部会 〔厚生省・文部省ヒアリング（検討試案・個別行政分野別課題）〕
2. 7	第30回委員会 〔フリートーキング（制度的課題の進め方）〕
2. 8	第31回委員会・第13回地域づくり部会 〔国土庁・建設省・農林水産省ヒアリング（検討試案・個別行政分野別課題）〕
2. 13	第32回委員会・第13回くらしづくり部会 〔労働省ヒアリング（検討試案・個別行政分野別課題） 地方六団体ヒアリング（総論、個別行政分野別課題）〕

開催日	会議名及び議題
2. 15	第33回委員会・第14回地域づくり部会 { 国土庁・運輸省・環境庁・農林水産省・建設省ヒアリング } ( 検討試案・個別行政分野別課題 ) { 地方六団体ヒアリング ( 総論、個別行政分野別課題 ) }
2. 19	第34回委員会 { 法務省・外務省ヒアリング ( 機関委任事務 ) } { フリートーキング ( 中間報告に向けて ) } ----- 第14回くらしづくり部会 [ フリートーキング ( 必置規制・中間とりまとめ ) ]
2. 22	第35回委員会 { 両部会長等との意見交換 } { フリートーキング ( 必置規制 ) } ----- 第15回地域づくり部会 [ フリートーキング ( 行政分野別課題の主な論点等 ) ]
2. 26	第15回くらしづくり部会 [ フリートーキング ( 必置規制・中間とりまとめ ) ]
2. 28	第36回委員会 [ フリートーキング ( 国庫補助負担金・地方税財源 ) ]
2. 29	第16回地域づくり部会 [ フリートーキング ( 中間とりまとめ ) ]
3. 4	第16回くらしづくり部会 [ フリートーキング ( 必置規制・中間とりまとめ ) ]
3. 7	第17回地域づくり部会 [ フリートーキング ( 中間とりまとめ ) ]
3. 11	第17回くらしづくり部会 [ 中間とりまとめ ]
3. 12	第18回地域づくり部会 [ 中間とりまとめ ]
3. 13	第37回委員会 [ フリートーキング ]
3. 15	第38回委員会 { 地域づくり部会・くらしづくり部会中間報告案 } { フリートーキング }
3. 18	第39回委員会 [ フリートーキング ( 中間報告案 ) ]

開催日	会議名及び議題
3. 21	第40回委員会 〔フリートーキング（中間報告案）〕
3. 27	第41回委員会 〔フリートーキング（中間報告案）〕
3. 29	第42回委員会 〔中間報告決定〕
4. 8	第43回委員会 〔フリートーキング（今後の審議の進め方）〕
4. 11	第19回地域づくり部会 〔フリートーキング（今後の審議の進め方）〕
4. 15	第18回くらしづくり部会 〔フリートーキング（今後の審議の進め方）〕
4. 18	第44回委員会 〔フリートーキング（行政関係検討グループ、補助金・税財源検討グループの設置）〕
4. 19	富山一日地方分権委員会（富山市）
4. 24	兵庫一日地方分権委員会（神戸市）
4. 25	第1回行政関係検討グループ 〔グループの運営等〕
5. 9	第1回補助金・税財源検討グループ 〔グループの運営等〕
5. 15	第2回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（機関委任事務）〕
5. 16	高知一日地方分権委員会（高知市）
5. 20	第45回委員会・第19回くらしづくり部会 〔厚生省ヒアリング（中間報告）〕
5. 23	第46回委員会・第20回地域づくり部会 〔建設省ヒアリング（中間報告）〕
5. 30	第3回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（機関委任事務）〕
	第47回委員会・第21回地域づくり部会 〔農林水産省・環境庁・国土庁ヒアリング（中間報告）〕
6. 3	第48回委員会・第20回くらしづくり部会 〔文部省・労働省ヒアリング（中間報告）〕

開催日	会議名及び議題
6. 6	福島一日地方分権委員会（福島市）
6. 10	大分一日地方分権委員会（大分市）
6. 13	第49回委員会・第4回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（現行の機関委任事務に関する整理の方向等）〕
6. 17	第50回委員会・第2回補助金・税財源検討グループ 〔大蔵省ヒアリング（国庫補助負担金等）〕 ----- 第50回委員会 〔地方公共団体ヒアリング（神戸市長、静岡市長、岐阜県高根村長）〕
6. 20	第51回委員会・第22回地域づくり部会 〔行政関係検討グループとの意見交換 運輸省・農林水産省・建設省ヒアリング（中間報告）〕
6. 24	第52回委員会・第21回くらしづくり部会 〔行政関係検討グループとの意見交換 環境庁ヒアリング（中間報告）〕
6. 27	第53回委員会・第23回地域づくり部会・第5回行政関係検討グループ 〔建設省ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向、行政分野別課題）〕
7. 1	第54回委員会・第22回くらしづくり部会・第6回行政関係検討グループ 〔外務省・法務省ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向） 行政関係検討グループとの意見交換〕
7. 4	第55回委員会・第24回地域づくり部会・第7回行政関係検討グループ 〔農林水産省ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向、行政分野別課題）〕
7. 8	第56回委員会・第23回くらしづくり部会・第8回行政関係検討グループ 〔文部省・通商産業省・環境庁ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向、 行政分野別課題）〕
7. 11	第57回委員会・第25回地域づくり部会・第9回行政関係検討グループ 〔通商産業省・運輸省・環境庁ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向、 行政分野別課題）〕
7. 15	第58回委員会・第24回くらしづくり部会・第10回行政関係検討グループ 〔労働省・厚生省ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向、行政分野別課題）〕
7. 18	第59回委員会・第26回地域づくり部会・第11回行政関係検討グループ 〔国土庁・防衛庁・防衛施設庁・大蔵省（建設省）ヒアリング（現行の機関委任 事務の整理の方向、行政分野別課題）〕
7. 22	第25回くらしづくり部会 〔フリートーキング〕

開催日	会議名及び議題
7. 25	第60回委員会・第27回地域づくり部会・第12回行政関係検討グループ 〔建設省ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向、行政分野別課題）〕 〔フリートーキング〕
7. 29	第61回委員会・第3回補助金・税財源検討グループ・第13回行政関係検討グループ 〔地方六団体ヒアリング（国庫補助負担金、地方税財源、その他中間報告に対する）〕 〔見解等〕
7. 31	第62回委員会・第14回行政関係検討グループ 〔自治省ヒアリング（現行の機関委任事務の整理の方向）〕 〔フリートーキング〕
8. 1	第28回地域づくり部会 〔フリートーキング〕
8. 5	第15回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（機関委任事務の廃止した場合の事務の振り分け、国の関与の）〕 〔あり方等〕
	第26回くらしづくり部会 〔フリートーキング〕
8. 7	第63回委員会・第4回補助金・税財源検討グループ 〔自治省ヒアリング（国庫補助負担金、地方税財源）〕
	第64回委員会 〔フリートーキング（論点整理）〕
9. 2	第65回委員会・第5回補助金・税財源検討グループ 〔有識者ヒアリング 佐藤 進氏（地方財政審議会会長）〕 〔フリートーキング（論点整理、今後の検討の方向）〕
9. 5	第16回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（新たな事務の区分、従前の機関委任事務の振り分け）〕
9. 9	第17回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（国の関与のあり方）〕
9. 12	第66回委員会・第18回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（新たな事務の区分、従前の機関委任事務の振り分け、国の関与のあり方）〕
9. 17	第27回くらしづくり部会・第19回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（新たな事務の区分、従前の機関委任事務の振り分け、国の関与のあり方）〕
9. 19	第20回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（国の関与のあり方）〕

開催日	会議名及び議題
9. 19	第29回地域づくり部会・第21回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（新たな事務の区分、従前の機関委任事務の振り分け、国の関与のあり方）〕
9. 26	第67回委員会・第30回地域づくり部会・第6回補助金・税財源検討グループ 〔農林水産省・国土庁・環境庁ヒアリング（国庫補助負担金）〕 ----- 第68回委員会・第31回地域づくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題等）〕
9. 30	第69回委員会・第28回くらしづくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題等）〕 ----- 第70回委員会・第22回行政関係検討グループ 〔有識者ヒアリング 鷲尾悦也氏（日本労働組合連合会事務局長）〕 〔フリートーキング（新たな事務の区分と国の関与のルール等）〕
10. 3	第71回委員会・第32回地域づくり部会・第7回補助金・税財源検討グループ 〔建設省・運輸省・通商産業省ヒアリング（国庫補助負担金）〕
	第72回委員会 〔有識者ヒアリング 石原信雄氏（財地方自治研究機構理事長）〕 〔有識者ヒアリング 縫田暉子氏（男女共同参画審議会会長）〕 〔フリートーキング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理及び国の関与等）〕
10. 7	第73回委員会・第29回くらしづくり部会・第8回補助金・税財源検討グループ 〔有識者ヒアリング 石 弘光氏（一橋大学経済学部教授）〕 〔文部省・厚生省・労働省・環境庁ヒアリング（国庫補助負担金）〕
10. 9	第74回委員会・第33回地域づくり部会・第23回行政関係検討グループ 〔郵政省・大蔵省・環境庁ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理）及び国の関与、行政分野別課題〕
10. 14	第75回委員会・第30回くらしづくり部会・第24回行政関係検討グループ 〔労働省・通商産業省ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理及び国の関与、行政分野別課題）〕
10. 17	第76回委員会・第34回地域づくり部会・第25回行政関係検討グループ 〔農林水産省・国土庁ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理及び国の関与、行政分野別課題）〕
10. 21	第31回くらしづくり部会・第26回行政関係検討グループ 〔環境庁・文部省・厚生省ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理）及び国の関与、行政分野別課題〕
10. 24	第77回委員会・第35回地域づくり部会・第27回行政関係検討グループ 〔建設省ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理及び国の関与、行政分野別課題）〕

開催日	会議名及び議題
10. 30	第78回委員会・第28回行政関係検討グループ・第9回補助金・税財源検討グループ 〔地方六団体ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理及び国の関与）に関する考え方、行政分野別課題、国庫補助負担金及び地方税財源等〕
10. 31	第79回委員会・第10回補助金・税財源検討グループ 〔フリートーキング（今後の検討の方向、論点整理）〕
	第80回委員会・第36回地域づくり部会・第29回行政関係検討グループ 〔通商産業省・運輸省ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理及び国の関与、行政分野別課題）〕
11. 5	第30回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（争訟手続、第三者機関のあり方等）〕
	第81回委員会・第32回くらしづくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題、補助金等）〕 〔行政関係検討グループとの意見交換〕
11. 7	第82委員会・第37回地域づくり部会 〔フリートーキング（行政分野別課題、補助金等）〕 〔行政関係検討グループとの意見交換〕
	第83回委員会・第31回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（争訟手続、第三者機関のあり方）〕
11. 11	第84回委員会・第32回行政関係検討グループ 〔自治省ヒアリング（機関委任事務制度の廃止に伴う事務の整理及び国の関与に関する考え方（たたき台）、行政分野別課題）〕 〔フリートーキング（地方行政体制）〕
11. 14	第85回委員会・第11回補助金・税財源検討グループ 〔大蔵省・自治省ヒアリング（国庫補助負担金、地方税財源）〕
11. 18	第86回委員会・第33回行政関係検討グループ 〔総務庁・自治省・厚生省・農林水産省・建設省ヒアリング（第三者機関等（たたき台））〕
11. 21	第87回委員会・第12回補助金・税財源検討グループ 〔フリートーキング（論点整理）〕
11. 25	第88回委員会・第33回くらしづくり部会・第34回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（論点整理）〕
11. 28	第89回委員会・第38回地域づくり部会・第35回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（論点整理）〕
12. 2	第36回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（行政関係検討グループ関連の勧告案）〕

開催日	会議名及び議題
12. 5	第90回委員会・第37回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（行政関係検討グループ関連の勧告案）〕
12. 9	第91回委員会・第34回くらしづくり部会・第38回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（くらしづくり部会関連の勧告案）〕
12. 11	第92回委員会・第39回地域づくり部会・第39回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（地域づくり部会関連の勧告案）〕
12. 12	第93回委員会・第13回補助金・税財源検討グループ 〔フリートーキング（国庫補助負担金・税財源に関する中間とりまとめ案）〕
12. 16	第94回委員会・第35回くらしづくり部会・第40回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（くらしづくり部会関連の勧告案）〕
12. 17	第95回委員会・第40回地域づくり部会・第41回行政関係検討グループ 〔フリートーキング（地域づくり部会関連の勧告案）〕
12. 18	第96回委員会 〔総務庁長官・自治大臣あいさつ フリートーキング（第1次勧告案、国庫補助負担金、税財源に関する中間とりまとめ案）〕
12. 20	第97回委員会 〔第1次勧告決定 国庫補助負担金・税財源に関する中間とりまとめ決定〕

地方分権推進委員会委員名簿

委員長 諸井 虔 秩父小野田(株)取締役相談役、日本経営者団体連盟副会長  
 委員長代理 堀江 湛 慶應義塾大学教授  
 委員 桑原 敬一 福岡市長、前全国市長会会長  
 " 長洲 一二 前神奈川県知事、元横浜国立大学教授  
 " 西尾 勝 東京大学教授  
 " 樋口 恵子 評論家、東京家政大学教授  
 " 山本壮一郎 元宮城県知事

地方分権推進委員会部会名簿

〔地域づくり部会〕

- 委員 桑原 敬一 福岡市長、前全国市長会会長  
 “ 西尾 勝 東京大学教授  
 “ 山本壮一郎 元宮城県知事  
 専門委員 伊藤 滋 慶應義塾大学大学院教授  
 “ 伊藤 元室 東京大学経済学部教授  
 “ 井上 義園 (株)関西経済連合会常任理事・ダイキン工業(株)特別顧問  
 “ 榎本 庸夫 全日本自治団体労働組合副執行委員長  
 “ 加藤 宮子 千葉経済大学経済学部客員教授  
 “ ○川島 正英 地域活性化研究所代表・元朝日新聞社編集委員  
 “ 鹿谷 崇義 (財)東京都新都市建設公社理事長・前東京都副知事  
 “ 鶴岡 俊彦 農林漁業金融公庫総裁  
 “ 成田 頼明 横浜国立大学名誉教授  
 “ 藤原 房子 生活評論家・前日本経済新聞社編集委員  
 “ 松田 幸一 元香川県町村会長・前詫間町長  
 “ 望月 薫雄 (財)建設経済研究所理事長  
 “ 持永 重民 (財)地方財務協会理事長

平成8年5月6日まで京谷昭夫氏が専門委員として所属

〔くらしづくり部会〕

- 委員 長洲 一二 前神奈川県知事、元横浜国立大学教授  
 “ 樋口 恵子 評論家、東京家政大学教授  
 専門委員 大森 滯 東京大学教養学部教授  
 “ 河野 光雄 経済評論家・元読売新聞社論説副委員長  
 “ 小林 勝彦 前北海道町村会長・前鷹栖町長  
 “ 坂本 龍彦 環境衛生金融公庫理事長  
 “ 神野 直彦 東京大学経済学部教授  
 “ ○袖井 孝子 お茶の水女子大学生活科学部教授  
 “ 千田 謙蔵 前横手市長  
 “ 西 謙次郎 西日本新聞社取締役論説委員長  
 “ 三田公一郎 足利商工会議所特別顧問・三田編織(株)代表取締役  
 “ 村上 忠行 連合総合政策局総合局長  
 “ 保田 博 日本輸出入銀行総裁

(注) は部会長、 は部会長代理。

地方分権推進委員会検討グループ名簿

〔行政関係検討グループ〕

委員 堀江 湛 慶應義塾大学教授  
" ○西尾 勝 東京大学教授  
専門委員 大森 滯 東京大学教養学部教授  
" 成田 頼明 横浜国立大学名誉教授  
参与 磯部 力 東京都立大学法学部教授  
" 小早川光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
" 藤田 宙靖 東北大学法学部教授  
" 森田 朗 東京大学大学院法学政治学研究科教授

〔補助金・税財源検討グループ〕

委員 堀江 湛 慶應義塾大学教授  
" 山本壮一郎 元宮城県知事  
専門委員 伊藤 元重 東京大学経済学部教授  
" 大森 爾 東京大学教養学部教授  
" 川島 正英 地域活性化研究所代表・元朝日新聞社編集委員  
" 河野 光雄 経済評論家・元読売新聞社論説副委員長  
" ○神野 直彦 東京大学経済学部教授  
" 持永 重民 (財)地方財務協会理事長  
" 保田 博 日本輸出入銀行総裁  
(注) は、座長。